

PTA活動をすすめるために

～学校・家庭・地域の架け橋～



目 次

第Ⅰ部 P T A活動の基本

P T Aの性格	… 2
P T Aのあゆみ・京都府内でのP T A組織の結成	… 4
家庭教育委員会（京都府 P T A 協議会）の活動	… 5
単位 P T A 活動について	
規約・細則	… 6
組織	… 7
予算編成	… 8
事業計画の立案・実施	… 9
学級・学年活動	… 10
地域活動・委員会活動	… 11
広報活動	… 12

第Ⅱ部 P T A活動 Q & A

Q 1：P T Aと学校はどのような関係が良いのでしょうか	… 13
Q 2：保護者の参加しやすい環境づくりを進めているP T Aについて教えてください	
Q 3：児童生徒が安心・安全に過ごすための取組について教えてください	
Q 4：家庭の教育機能を高めるための取組について教えてください	… 14
Q 5：地域における子どもの学習・体験活動を充実させるためにはどのようにすれば良いのでしょうか	… 17
Q 6：研修会等で話し合いを行いたいのですが、どうすればいいですか	… 18
Q 7：ワークショップ（参加型）とは、どのような学習ですか	… 19
Q 8：P T A活動と生涯学習は、どのような関係があるのですか	… 22
Q 9：P T Aにおける人権教育の学習はどのように進めたら良いのでしょうか	… 23
Q 10：「いじめ」「ネット上のいじめ」「不登校」について教えてください	… 25
Q 11：特別支援教育の取組について教えてください	… 32
Q 12：情報提供を行うための効果的な方法がありますか	… 35

第Ⅲ部 具体的な活動

P T Aと学校との連携	… 37
木津川市立木津第二中学校 P T A	
長岡京市立長法寺小学校 P T A	
京都府立向日が丘支援学校 P T A	

保護者の参加しやすい環境づくり	...	39
八幡市立美濃山小学校 P T A		
南丹市立八木西小学校 P T A		
京丹後市立高龍小学校 P T A		
綾部市立豊里小学校 P T A		
亀岡市立東輝中学校 P T A		
舞鶴市立吉原小学校 P T A		
家庭・学校・地域の連携	..	42
京丹波町立竹野小学校 P T A		
与謝野町立江陽中学校 P T A		
宇治市立三室戸小学校 P T A		
京都府立木津高等学校 P T A		
PTA 活動と生涯学習	...	45
学びの場としての P T A 活動 指導者研修会の開催		
京都府 PTA 研究大会		
定時制郡部育友会連合会研修会		
家庭教育研修会 いじめ・非行防止キャンペーン事業		
P T A で取り組む人権学習	...	49
綾部市立何北中学校 P T A		
福知山市立日新中学校 P T A		
伊根町立伊根小学校 P T A		
P T A の広報活動	...	51
宇治市立菟道第二小学校育友会		
家庭の教育力を高めるための取組	...	52
宮津市立養老小学校 P T A		
宮津市立日置小学校 P T A		
亀岡市立幼稚園 P T A		
児童生徒が安心・安全に過ごすための取組	...	54
城陽市立寺田小学校 P T A		
福知山市立庵我小学校 P T A		
京都府立北桑田高等学校 P T A		
その他（参考資料、関係団体ホームページ）	...	56
PTA 活動を振り返って	...	57



第Ⅰ部 P T A活動の基本



Q. P T Aとは、どのような団体ですか。

A. P T Aは、保護者と教職員がお互いを高め合い、子どもたちの健全育成を支援する団体です。P T Aは、学校行事への支援や登下校時の安全対策等様々な活動を地域の実情に応じて実施しており、学校・家庭・地域を結ぶ要として大切な役割を担っている社会教育関係団体です。

Q. P T A活動の魅力とは何ですか。

A. 子どもたちの健やかな成長や発達を支えるために、保護者も教職員も互いに学び合い、活動し、会員同士のネットワークを築きながら、子どもたちだけでなく大人自身が成長していくことを目指しています。

そのためには、会員が活動をとおして、社会的視野を広げ、生涯学習の大切さを知り、活動に関わることができて良かったという満足感をつくり出すことがP T A活動にとって重要です。

Q. P T A活動を進める上でのポイントとは何でしょうか。

A. 子どもたちの健全な成長を図るためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携し合うことが大切です。

特に、学校と家庭の協力体制が何よりも必要です。学校の最高責任者である校長と保護者の代表であるP T A役員が協働して教育に取り組むことが、子どもたちの健全育成に重要なことです。

そして、この協力体制は、地域における子どもたちの教育についても重要な役割を果たします。

Q. P T Aの運営について、注意すべきことは何でしょうか。

A. P T Aはいろいろな思想・信条をもった会員で構成する組織ですから、会員の総意に基づいて運営されることが何よりも大切です。

したがって、P T Aは、その目的・性格から、特定の政党や宗教を支援したり、営利を目的とする行為を行ったりしてはなりません。

Q. 初めてP T A役員になりました。大きな責任を感じています。どんな風にやれば良いのかわからなくてプレッシャーを感じています。アドバイスをいただけないでしょうか。

A. 失敗せずに上手にやろうと頑張らなくていいです。できることからコツコツと取り組むだけで十分です。必ず、子どもたちや保護者、教職員にも伝わります。そのうちに段々と自信を持って出来るようになります。子どもたちと一緒に私たちも、日々成長していくのですから。

自分一人で背負い込まず、「力を貸してほしい」と仲間に伝えましょう。肩の力が抜け、自分自身の気持ちがとても楽になります。そして、それをきっかけに役員同志の絆がより一層深まり、良い仲間づくりができます。

その気になれば、P T A活動をすることで自分自身を豊かにすることが出来ます。良いチャンスをもたらったと思って存分に御活躍ください。

P T Aの性格

P T Aは、幼稚園・こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の学校ごとに組織され、保護者と教職員によって構成されます。また、P T Aは、昭和 24 年 6 月の社会教育法公布に伴い、同法に規定する「社会教育関係団体」としての取り扱いを受けることになりました。つまり、P T Aは、子どもたちの健全な成長を図るために、保護者と教職員が自主的に組織し、運営する社会教育関係団体です。その活動は、保護者同士が交流し学び合い、保護者自身の成長にもつながる重要な場であります。

P T Aは、P T A活動の趣旨や活動内容を十分に説明した上で、保護者と教職員一人ひとりが主体的に参加できる組織運営や活動内容の工夫により、できる限り多くの保護者がP T A活動に参加できるような方向で運営されることが大切です。

なお、P T Aは社会教育関係団体ですので、加入は任意です。

国の社会教育審議会報告「父母と先生の会のあり方について」（昭和 42 年 6 月 23 日）において、「P T Aの目的・性格」「P T Aの構成・運営」について示されている内容は、次のようにまとめることができます。

- (1) 子どもの在学時を区切りとし、年齢、職業等が異なる多様な会員構成の団体
- (2) 民主的に運営される団体
- (3) 特定の政党や宗教に偏らない団体
- (4) 他の団体や機関との積極的な連携・協力により、地域のコミュニティの形成にも大きな役割を果たす団体
- (5) 営利を目的としない団体
- (6) ボランティア精神に基づき、自主的に学習及び活動する任意の団体
- (7) 学校区を範囲とする地域団体であり、市・郡・府（県）・全国の組織をもつ団体

<注>

学校教育法の一部改正により、平成 19 年 4 月から盲・聾・養護学校は、学校の種別としては特別支援学校に一本化されました。また、障害児学級は、特別支援学級に名称変更されました。

学校教育法の一部改正により、平成 28 年 4 月から小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されました。

また、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成 20 年 2 月）において、PTA の果たす役割について、以下のように示されています。

PTA は保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、前述の子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。

近年、一部の地域では、共働きや勤務形態の多様化等により PTA 活動に参加しにくくとも参加できない保護者がある一方で、様々な価値観から PTA 離れが進んでいるとの指摘もあり、活動が停滞している PTA もあると考えられる。保護者にとって、PTA 活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域における PTA 活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実が求められる。

P T Aのあゆみ

P T Aは、次のように歩んできました。

- 昭和 21 年 4 月 アメリカ教育使節団の報告書に基づき、文部省（現・文部科学省以下同じ）が全国に P T A の設置を推奨
- 昭和 22 年 3 月 文部省が都道府県あてに「父母と先生の会－教育民主化の手引－」（※ P T A 結成の手引き書）を送る。
……各学校に P T A 結成について奨励
- 昭和 24 年 6 月 社会教育法公布
…… P T A を「社会教育関係団体」として位置づける。
- 昭和 26 年 5 月 児童憲章制定
…… P T A 活動に対して大きな示唆
- 昭和 42 年 6 月 「父母と先生の会のあり方について」（文部省社会教育審議会報告）
…… P T A の目的・性格、構成、運営などについて明記
- 平成 8 年 4 月 地域における生涯学習機会の充実方策について（生涯学習審議会答申）
……学校に対する地域社会の支援拡充のために P T A 活動の活性化が不可欠と明記
- 平成 20 年 2 月 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（中央教育審議会答申）
…… P T A は学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っていると明記
- 平成 27 年 12 月 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（中央教育審議会答申）
…… P T A をはじめとする地域住民が参画し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え合う「地域学校協働活動」の推進が明記

京都府内での P T A 組織の結成

京都府内の公立幼稚園・こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、それぞれに単位 P T A（育友会）が組織されており、その連合もしくは連絡団体として、次のものがあります。＜府レベル＞

	団 体 名	構成する P T A ・ 育友会	設 立
(1)	京都府 P T A 協議会	公立小学校・中学校・義務教育学校（市町（組合）立）	昭和 29 年 10 月
(2)	京都府公立幼稚園・こども園 P T A 連絡協議会	幼稚園・こども園（市町立）	昭和 38 年 10 月 平成 29 年 4 月 名称変更
(3)	京都府立高等学校定時制郡部育友会連合会	府立高校（定）	昭和 44 年 6 月
(4)	京都府立高等学校 P T A 連合会	府立高校（全・定）・特別支援学校・府立中学校	平成元年 3 月
(5)	※京都府国公立幼稚園・こども園 P T A 連絡協議会	国公立幼稚園（京都市立含む）	平成 9 年 4 月

※(2)の協議会に国立・京都市立を含んだ協議会

京都府PTA協議会 家庭教育委員会の活動



◇役割

子どもの健全育成を図るために、学校・家庭・地域の架け橋を担うPTAとして、どのような研修や活動をするべきかを考え、地域社会全体で子どもをはぐくむための具体的な取組を行う。

◇あゆみ

昭和46年8月

日本PTA全国協議会

- ・ 理事会に母親代表を加えてほしいと要望

昭和47年

日本PTA全国協議会

- ・ 「母親委員会」を設置

昭和49年

日本PTA全国協議会

- ・ 副会長1名を追加して母親代表のポストとする。
- ・ 府県PTA婦人リーダー研究会が開催される。

昭和51年

京都府PTA協議会

- ・ 「母親委員会」を設置

<注>

日本PTA全国協議会では、平成16年度から「母親委員会」の活動を休止しています。

平成18年

京都府PTA協議会

- ・ 「母親委員会」を「家庭教育委員会」に変更

◇経過

家庭の教育力の低下が指摘される中、京都府PTA協議会では母親委員会の取組で培われた成果をふまえ、男女が様々な場に共に参画していくことを目指す意識や体制づくりをとおして、家庭教育の充実を具体的にすすめることが大切であるという観点から、平成18年度、「母親委員会」の名称を「家庭教育委員会」に変更しました。

◇活動例

- ・ 子育てについての講演会、研修会
- ・ 親子料理教室
- ・ 子どもの衣服の交換会
- ・ 芸術鑑賞会
- ・ 広報紙作成
- ・ 子どもの読書活動に向けた研修会

単位PTAの規約・細則

PTAの規約には、各単位PTAの基本的な活動方針、目的や特徴、運営方法や会費などを明示する必要があります。一般的に、規約の中には、次のようなものを盛り込む必要があります。

＜規約＞

- ① 名称・目的
- ② 構成・組織
- ③ 事業・活動内容
- ④ 役員・委員の選出方法や職務
- ⑤ 総会・役員会・委員会等の機関
- ⑥ 会費・経費

また、具体的な会の運営・活動を展開するために、現状や実態に即して次のような細則をつくる必要があります。その際、細則の改廃について規約に明記しておくことも必要です。

細則の内容としては、次のようなものが考えられますが、いずれも規約に違反したり、逸脱したりするものであってはなりません。

＜細則＞

- ① 加入、退会の手引き
- ② 会費の額や徴収方法
- ③ 会計の管理及び処理の仕方
- ④ 役員の選出方法
- ⑤ 専門委員会、学年PTA
- ⑥ 学級PTA、地域PTA等の運営方法
- ⑦ 表彰や慶弔規定 など

＜会員の理解を得る努力を＞

PTAの規約は、会員に周知徹底していくことが大切であり、規約に対する会員の関心を高める工夫や努力が重要です。そのためには、読みやすく、分かりやすい内容で、必要最小限の内容、項目、さらに平易な表現を心がけましょう。会員の理解を得るためには、以下のような取組が考えられます。

- ① 入学説明会等を利用して、新会員に規約の説明の機会を設定する。
- ② 総会、学年PTAなどで、規約の説明や協議の機会を設定する。
- ③ 規約に関することを広報紙などに掲載し、全会員に周知する。

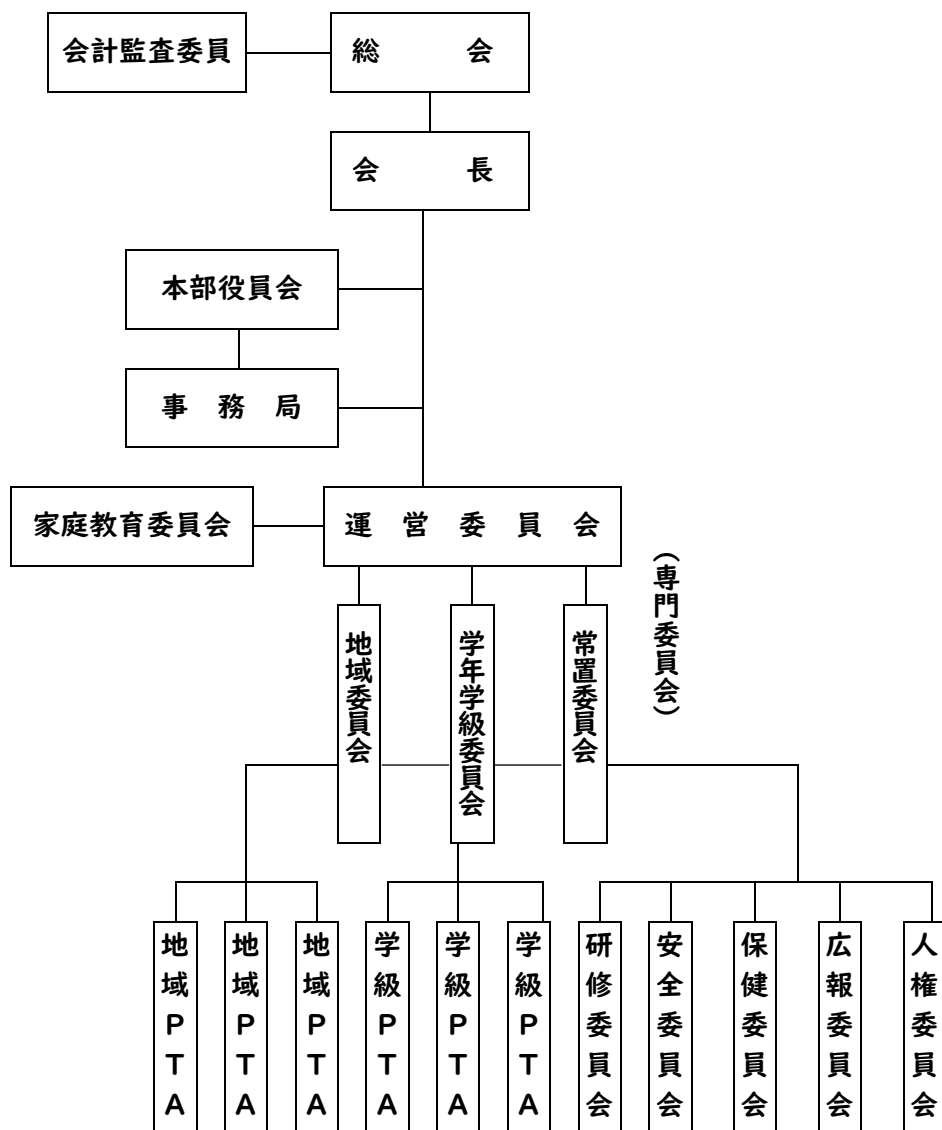
単位PTAの組織

組織は、それぞれの役割・責任・分担が明確にされていることが大切です。

PTAの運営組織は、通常、議決機関は総会、執行機関は運営委員会（役員会）、監査機関は会計監査委員となっています。

これらの機関は、それぞれ独立した権限と責任を持って機能を果たすことが大切です。

単位PTAの組織図(例)



<組織編成について>

上記の組織図はあくまでも一例です。PTAの事業の重点は年度により異なりますので、事業を遂行するために、それぞれの年度にあわせて組織を結成し、必要に応じて、実行委員会組織を作って活動することも大切です。

また、児童生徒数や会員数の減少により、学校や地域の実情に合わせて組織編成を見直す場合もあります。行事や取組ごとに保護者からボランティアスタッフを募集し、無理のない範囲で参加してもらうような工夫も有効です。

単位PTAの予算編成

予算編成にあたっては、PTAの活動方針や目的に従い、PTA本来の活動に使われるようにすることが大切です。

◇予算編成に当たっての留意点

チェックポイント	期待される効果
① 新旧役員を交えた協議	新旧役員の意向が反映された予算案を作成することにより、役員同士の引き継ぎもスムーズに行える。
② 予算案の見直し	年度ごとに見直して廃止したり、新たな活動を盛り込んだりすることによって、活動の活性化が図られる。
③ 役員会で積極的な話し合い	それぞれの経験を活かした活発な意見交換により、活動の方向性が明確になる。

◇予算編成と事業計画

予算編成の作業と、事業計画作成の作業は一体のものです。なぜなら予算の編成作業を通して一年間の活動全体のイメージがつくられ、充実した活動が約束されるからです。予算編成は、次のような手順を踏む必要があります。

- ① その年度の活動の重点をしっかりおさえ、学級PTA・地域PTA・各専門部の活動状況やその成果を十分検証する。
- ② 学級PTA・地域PTA・各専門部と話し合う場を設ける。
- ③ 予算原案の作成作業が終われば、運営委員会等で審議し総会提出案をつくる。
- ④ 総会に提案し、議決する。

※ 事業計画や予算、その具体的内容を会員に説明し、会員相互の理解を得ることも大切です。

※ 予算の作成にあたっては、前年度事業の振り返りや、PTA会員の実態をふまえ、その年度毎に活動しやすい形に変えていくことが大切です。

単位PTAの事業計画の立案・実施

総会において議決された年間事業計画の具体的な実施案の作成は、各種委員会や専門部会が中心になって行います。次の点に留意して取り組むことが大切です。

また、取り組むことが目的とならないよう、「何のための事業なのか」を皆が共有して取り組むことも大切です。

① 実施のための計画・手順を立てる。

〈PTA年間活動計画例〉

月	主 な 行 事 予 定
通年	あいさつ運動、本部役員会、運営委員会
4月	各種委員会
5月	PTA総会、会報発行
6月	花植え
7月	地域懇談会、会報発行、研修旅行
8月	ソフトバレーボール大会、校内校外清掃
9月	体育祭
10月	PTAバザー、子育て研修会、親のための応援塾
11月	市PTA連絡協議会研修会、花植え、親のための応援塾
12月	人権研修会、各種委員会
1月	各種委員会
2月	各学年PTA懇談会、親のための応援塾
3月	会報発行、PTA総会

② 活動の主体はPTA会員自身であること。

③ 事業計画は、実態をふまえて具体的に立案する。

- ・ 会員の声を反映したもの
- ・ これまでの活動実績を総括し、検討したもの
- ・ 会員が積極的に参加し、活動しやすいもの
- ・ 地域の教育課題の解決に役立つ創意にみちたもの
- ・ 長期の見通しの中に位置付けられたもの

④ 振り返りの機会を持つ。

⑤ 広報（PTAだより等）により会員に報告する。【→P12、51】

- ・ 関心を呼びおこし、次の事業への参加意欲を高める。

単位PTAの学級・学年活動

学級・学年PTAは、同じ学級や学年の子どもたちの集団を基に組織されています。そのため、子どもの成長や発達について話しやすい場であるといえます。

特に第1学年のPTA活動は大切です。小学校はいうまでもなく、中学校や高等学校でも、第1学年のPTA活動はその後のPTA活動全体に大きな影響を与えるといえます。保護者の学校に対する関心を活かした運営が特に大切です。

以下に、その活動例を紹介します。

◇学級懇談会 ～保護者参加型のすすめ～

保護者がそれぞれ発言し互いに交流する中で、子どもや学校の情報を共有し、子どもたちの健全育成に向けた具体策を考えるような懇談会の形式にする必要があります。

緊張した堅い雰囲気を、やわらかく和やかに変えていく方法（アイスブレイキング等）を取り入れ、小グループによる討議や全体会をおり交ぜながら進めると効果的です。本資料（P19～21）「Q7：ワークショップ（参加型）とは、どのような学習ですか」を参考に考えてみましょう。

話し合いは、身近な話題や関心の高い具体的なテーマで行います。学力の問題や遊びとの関係など、教職員から資料の提供を受けたり、子どもの意見も聞いたりするなど準備をして話し合い、学習することが大切です。

いきなり成功談や結論を出すのではなく、お互いの実態を交流し合いながらその課題を克服するための意欲や展望を持てるような話し合いにすることが大切です。

◇親子行事

保護者同士や保護者と教職員の結びつきを深め、協力し合う基礎をつくる一つの方法として有効です。

また、他の子どもの成長の姿にふれることができ、同年齢の子どもたちの関係を知ることができます。（球技大会・野外レクリエーション・工作・ボランティア活動や親子農園等）

単位PTAの地域活動

子どもが健やかに成長できる教育環境を準備し、子どもの活動の場をつくるとともに、その取組を通じて、PTA会員自らが成長するのがPTAの地域活動です。

◇地域活動例

- ・ 地域懇談会
- ・ 子どもの登下校時の見守り活動や、安心・安全な子どもの居場所を確保する活動
- ・ 地域清掃等の生活環境をよくするボランティア活動
- ・ 自然体験活動などの親子での活動
- ・ 伝統的な遊びや文化を体験する活動
- ・ 青年や大人の集団と交流する活動
- ・ 子どもの健やかな成長を目指すとともに、学校・家庭・地域など様々な場面を活用したあいさつ運動

※地域懇談会での懇談内容例

- ① 単位PTAや学校から課題を提起し、地域における子どもたちの生活について共通理解を深める。
- ② 幼稚園・こども園、小学校・中学校・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校のPTAでの合同の懇談会や交流会を行う。
- ③ 土・日や春・夏・冬休みの休業日に行う地域での活動をきっかけに会員相互の交流を深める。

単位PTAの委員会活動

一般に設置されている常置委員会や臨時委員会を大別すると次のようになります。

なお、全ての委員会を設置する必要はありません。学校の実態に応じて活動を精選し、焦点化した取組を進めていくことが大切です。

- ・ 専門委員会……広報、保健、安全、人権、家庭教育等の委員会
PTAの日常的・継続的な活動について、調査・研究・立案をし、全体の活動として事業を実施
- ・ 運営委員会……学級代表、学年代表、地域代表等の委員会
学級PTA・地域PTAの連絡調整
- ・ 対策委員会……交通安全対策、環境浄化対策等の委員会
特別な事項、緊急な事項について、調査・研究・立案をし、会長が代表者となって対外折衝や事業を実施
- ・ 事業委員会……創立記念事業、PTAのしおり作成等の委員会
特別な行事、事業を行うための調査・研究・立案及び事業を実施

＊ いずれの委員会においても会合をもつ場合は、会合や活動の記録をとることが大切です。

- ①議事録 ②活動報告書 ③関係あるPTA出版物、資料等

＊ 学校をはじめ地域や関係機関と連携・協働して実施する子どもたちの安全確保に関わる活動も取り組まれています。

- 子どもへの安全指導
- 通学路の安全点検、通学時の安全指導への協力
- 校内施設・設備の安全点検や、校内巡視等への協力

単位PTAの広報活動

実際に活動してみなければ、PTAの意義や果たすべき役割などは、なかなか実感することはできにくいものです。そのためにも、活動内容や取組の成果などを積極的に学校・家庭・地域に広く広報していく活動はとても大切です。

◇広報活動の意義・役割

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ① 会員の意識を高め、活動の周知を図る。……… | 活動方針や活動状況を伝える。 |
| ② 信頼関係、連帯感をつくる。……… | 会員の意見、主張、体験及び感想を伝える。 |
| ③ PTA 活動に対する理解を深める。 | |
| ④ 地域の人々への働きかけを行う。 | |
| ⑤ 親の考え方、家庭のようすを知る。 | |
| ⑥ 家庭教育に関わる情報を提供する。 | |
- ※ 単に情報を提供するだけでなく、会員が問題意識を持ったり、会員相互の意見交換や会員以外の人からの意見収集を行ったりする場となるよう配慮がなされれば、広報活動の効果は一層高いものとなります。

◇広報紙づくりの留意点

- ・ 広報紙全面が、役員のあいさつ記事にならない。
- ・ 学校の話ばかりに集中しない。（PTA 活動のための広報紙である）
- ・ 記事が一方的にならないよう、会員の声も取り上げる。
- ・ 会員が関心を持っている話題を選ぶ。
- ・ 発行する各号ごとに、特集（テーマ）の設定を考慮する。
- ・ 見出しの工夫、写真やカットを入れるなど、読みやすく親しみを感じさせる紙面にする。

◇広報活動の方法

広報活動の方法として、広報紙の作成、配付だけではなく、Web ページ（インターネット上のホームページ）やSNS等を利用するなど、様々なメディアを活用した効果的な広報活動の方法を検討したり、自治会の協力を得て、地域の回覧板などで行事について地域住民に広報したりするなど、会員だけへの広報から会員以外への広報へ展開していくことにより、PTA活動への地域の方々の理解が深まります。

◇広報活動における留意点

著作権や個人情報の取り扱いには十分に配慮をすることが大切です。文や写真等を掲載する際には、掲載する目的や内容、掲載の仕方、配付先等を伝えて承諾をいただく等、丁寧な対応を心掛けましょう。

第 2 部 P T A 活動 Q & A

Q 1 : P T A と学校はどのような関係が良いのでしょうか

◇保護者と教職員の良い関係

P T A は、保護者と教職員のより良い協力関係のもとに進めることがベースとなります。この「望ましい協力関係」は、双方向に磨き磨かれ成長しあう関係です。つまり、子どもの健全育成と幸せを願う共通の目的に向かって、お互いに手を携えて協力しあう関係を構築することが大切です。

◇P T A の学校への協力

P T A は、学校の教育活動がより良く推進されるために、まず学校教育についての正しい理解がなくてはなりません。学校の教育目標、重点目標あるいは指導方針や指導目標などを十分理解していくことが大切です。

また、地域の自治会や子ども会、育成会などをはじめとする関係機関・団体との連携を深め、子どもたちにとってより良い地域環境づくりに取り組むことも、学校教育に対する大きな協力となります。

コミュニティ・スクールを導入している学校も増えてきています。学校・家庭・地域で目指す子ども像やビジョンを共有し、それぞれの立場から子どもたちに関わることで、子どもたちが「包み込まれているような感覚」を実感できるように、連携・協働していくことが大切です。

Q 2 : 保護者の参加しやすい環境づくりを進めている P T A について教えてください

◇楽しく持続可能な活動ができる組織を目指して

共働き家庭の増加や勤務形態の多様化を背景に、P T A 活動への参加が難しいと感じる保護者が増加しています。また、P T A 活動の内容についても、価値観の多様化等により、時代の変化に応じた活動内容への見直しが必要になってきている P T A もあります。

組織や活動のあり方を会員等で話し合いながら、誰もが楽しみながら参加でき、活動が子どもの健全育成につながっていくものとなるよう、時代に合った P T A 活動へと修正を図っていくことが大切です。

Q 3 : 児童生徒が安心・安全に過ごすための取組について教えてください

児童生徒が安心・安全に学校生活をおくり、登下校ができるように京都府内各幼、こども園、小、中、義務教育学校、府立学校の P T A や育友会が地域の特性を活かしながら、学校、地域の方々と連携して様々な活動を行っています。

Q 4：家庭の教育機能を高めるための取組について教えてください

◇家庭教育が目指すもの

全ての教育の出発点である家庭教育は、子どもたちの基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人への思いやり、基本的倫理観や正義感、社会的なマナー、学習に対する意欲や態度の基礎を育むものです。

◇家庭教育の現状

家庭の果たす役割は大きなものがありますが、近年、子どもを取り巻く状況が大きく変化する中で、家族の在り方の多様化や少子化などの社会的背景を受け、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。そのため、社会全体で子育て家庭を支援していくことが求められています。

◇PTAとしての活動

いじめや非行など子どもをめぐる諸問題をそれぞれの家庭だけに任せるのではなく、学校・家庭・地域の架け橋を担うPTAとしてどのような研修や活動をするべきかを考え、地域社会全体で子どもを育むための具体的な取組を進めていくことが必要です。

PTAが、子どもの実態や会員のニーズを把握しながら、学校はもちろん、関係機関や団体等と連携・協力しながら、様々な活動や研修を進め、取組を通して保護者同士がつながりを深めていくことが「子どもの健全育成」につながります。

◇実践してみよう！ 家庭教育を見直す8つのチェックポイント

- 1 明るい円満な家庭づくりを心がけましょう。
- 2 しっかり朝ごはんを食べましょう。親子での早朝ランニングやラジオ体操、早めの就寝などの基本的な生活習慣を確立することで、学力・体力・気力を向上させましょう。
～早寝、早起き、朝ごはんプラスワン～
- 3 子どもが間違っただけの行いをしているときは、しっかりと正しましょう。（子どもの心や身体を傷つけるような叱り方は、児童虐待にあたります。）
- 4 祖父母を大切にするとともに、手助けの必要な人への思いやりを持ちましょう。また、読書に親しみ、子どもの豊かな感性や情操、思いやりの心を育みましょう。
- 5 幼児期から子どもの相対的な順位にとらわれないようにし、子どもの良いところをほめて伸ばしましょう。
- 6 親子できまりやルールをつくり、幼児期から家事を分担し、責任感や自立心を育てましょう。
- 7 小さい頃から友だちとの関わり合いを大切にし、子どもの「人とつながり生きる力」を育みましょう。
- 8 地域でのボランティア活動、スポーツ・文化活動、青少年団体の活動、地域の行事等に積極的に参加しましょう。

「子育てについてみんなで話し合いたい。どうすればよいでしょうか。」

そのような時は、ぜひ家庭教育資料をご活用下さい。子どもが、愛情と信頼と期待されることで感じる「包み込まれているという感覚」を土台にして「自己肯定感」をはぐくむことが大切です。

すべての教育の出発点である家庭の保護者をはじめ、周囲の大人自身が安心して子どもの教育や子育てをすることができ環境を作ることが必要です。

令和2年に、京都府内（京都市を除く）の小学校1年生の保護者を対象に「家庭教育支援の充実に向けたアンケート」を実施したところ、子どもの成長に向き合いながらも、「吐り方」「しつけ」に日々悩まれている様子、「スマホ・ゲーム・動画視聴」について「ルールづくり」に悩まれている方が多いことが分かりました。

京都府教育委員会では子育て中の保護者を支援する取組として、「親の学び」「子育て」「食育」「思春期」「体験」「読書」をテーマにした家庭教育資料を作成・配付しています。

「こんなとき、みんなどうしてる。」「うちにもこういうことあるよ。」など、交流していただくきっかけになるよう、ぜひ御活用ください。

<親の学び>



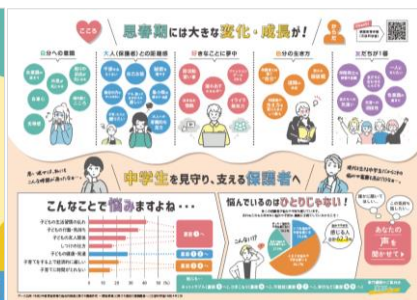
<子育て>



<食育>



<思春期>



<体験>



<読書>



京都府教育庁指導部社会教育課
家庭教育支援 ホームページ
→<https://www.kyotobe.ne.jp/syakyou/cms/?p=215>



京都府警察によると、令和５年度の府内の薬物乱用少年の検挙人数は４１人（前年対比＋１０人）、そのうち大麻による検挙は３８人（前年対比＋８人）と、前年度と比較すると増加しており、検挙人数の中には高校生５人が含まれており、「違法薬物の使用について誘われたことがある」と回答した中学生は１２９人でした。若者への大麻汚染は深刻な社会問題となっています。（中学生に対する「薬物に関するアンケート調査」結果より）



**Q 5：地域における子どもの学習・体験活動を充実させるためには
どのようにすれば良いのでしょうか**

◇地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを

子どもは学校・家庭だけでなく地域社会の中で育つことから、身近な大人が子どもたちの成長を温かく見守り、優しく声をかけたり厳しく叱ったりしながら、子どもたちを育てていくことが重要です。

「地域の子どもは地域で育てる」という目標を共有し、地域社会が一体となってみんなで知恵を出し合い、子どもたちに豊かな学習・体験活動の機会の場を提供したり、指導者やボランティアとして、積極的に子どもたちと関わりながら地域ぐるみで子どもを育てる気運を高めたりすることが必要です。

◇地域の様々な団体同士が連携を

地域における子どもの学習・体験活動を充実するためには、PTA等の社会教育関係団体やスポーツ団体をはじめとする青少年団体、学びや体験の機会を提供するNPO団体等が連携し、学校・家庭・地域が目指す子ども像やビジョンを共有しながら、子どもたちに学習・体験活動の機会と場を提供し、地域の教育力を高めていくことが必要です。

◇PTAの役割

PTAには、学校で実施される校内外の教育活動の支援のみならず、子どもたちのために地域で実施される様々な学習・体験活動への支援、さらに地域の特色を生かしたPTA事業の実施など、地域におけるPTAによる積極的な活動も期待されます。こうした取組は、子どもの主体性や参画意欲を大切にしながら、子どもも地域の担い手であるという実感が持てるよう活動を工夫することが大切です。

Q 6：研修会等で話し合いを行いたいのですが、どうすればいいですか

話し合いをする場合、人数、会場、話題の内容などにより、最も効果的だと思われる方法を選んで下さい。代表的な話し合いの形式には、次のようなものがあります。

◇ラウンドテーブル（円卓会議：出席者に明確な序列を定めない小規模な会議）

- ・ 最も基本的な話し合いの方法です。
- ・ 全員が同じ立場で話し合う時に使われます。
- ・ 司会者や記録者は互選しますが、選ばれた人も意見が述べられます。
- ・ 気軽に話し合えますが、話題がテーマからずれないようにすることが大切です。

◇バズセッション（一斉グループ討議）

- ・ 6人前後の各グループの中で進行役と書記を決め、会議の目的に沿ってテーマについての討論やアイデアを出し、質疑応答などを行います。
- ・ 時間が来たらすべての参加者が集まって、各グループで出た意見や得られた結論などを順番に発表し、全体で共有します。

◇パネルディスカッション（代表者による討議）

- ・ 特定のテーマ（課題）について、数人の異なる意見や立場の論者（パネリスト）が議論を交わし、その後会場の参加者も意見を述べて討議に加わる形式です。
- ・ 司会者（コーディネーター）は自分の意見を述べず、時間配分、スムーズな進行に注意し、対立的な雰囲気にならないように努めます。

◇シンポジウム（講演式討議法）

- ・ 特定のテーマ（課題）について、数人の異なる意見や立場の論者（シンポジスト）の意見を発表し、参加者との質疑応答を交わすやり方です。
- ・ パネルディスカッションに似た方法ですがシンポジスト間の討議はありません。
- ・ 課題について、角度の違った視点を受けての進行となり、広い視野で課題を検討するのに適しています。

◇フィルムフォーラム

- ・ 映画やビデオ、DVD等を視聴し、それを題材にその前後に参加者全体で討議を行う方法です。
- ・ 討議方法は、バズセッション、パネルディスカッション等、目的や人数で工夫します。
- ・ 映画等の視聴覚教材は、問題の現状を共感的に理解でき、日常生活にもつなげて考えることができます。

Q7：ワークショップ（参加型）とは、どのような学習ですか

●特徴

- ・ 参加者の経験や行動、発見を軸に展開します。
- ・ 小グループ（1グループ4～6人）を作り、意見交換によって課題を多角的に検討する共同作業や、体験活動によって進めます。
- ・ 参加者同士が自分で考え、意見を出し合ったり、共同作業をしたりしながら、いろいろなことに気づき、自分自身を振り返ることによって効果を高めることができます。

●大切にしたいこと

主体的参加

互いの
学び合い

学習プロセスの重視

●育つ力

豊かな人間関係

積極的な参加
行動する力

コミュニケーション能力

●ワークショップでよく使われる用語

◇ファシリテーター

ファシリテーターは、学習活動の進行を促進し活性化する役割を担っています。
学習者間の交流をうまく導き、学習者や集団の変容や協働を促します。

◇アイスブレーキング

アイスブレーキングとは、もともと氷（アイス）を壊す（ブレーキング）という意味の言葉で、ワークショップには欠かせない活動です。
参加者のより積極的な参加を促すために、場の雰囲気や緊張感を和らげ、緊張感を解きほぐすことがねらいです。

●ワークショップの展開例

	活動内容	ポイント
はじめに (15 分間)	○趣旨説明 アイスブレーキング グループ分け	・ テーマ・学習の目的の確認をする。 ・ 参加者の緊張をほぐし、場の雰囲気を和やかに。 ・ 4～6人編成が理想的
学 び (30 分間)	○グループ活動 ①気付く活動 ②深める活動 ③行動に繋がる活動	・ テーマに基づき、自分の考えを出す。(付箋等活用) ・ 他の人の意見を聞く中で、さらに考えを深め、知識を増やす。(模造紙等活用) ・ 今まで取り組んできたこと、これから取り組みそうなことを語り合う。
広 が り (10 分間)	○全体交流 各グループの発表	・ グループで出た意見を全体で交流し、できるだけ多くの考えに接する。
ま と め (5 分間)	○ふりかえり	・ 参加者の意見や気づきを聞き、学習の整理、共有の場とする。 ・ グループで互いに礼を言って活動を終える。

<アイスブレーキング集>

◇バースデーチェーン

<展開例>

- ① ジェスチャーだけで、誕生日日順になるように円になって並んでもらう。
- ② 誕生日日の早い順に、時計回りなのか反時計回りに並ぶのかを確認しておく。
- ③ 並び終わって、少しでも自信のない人には、手を挙げてもらう。
- ④ 自信のない人がいなくなるまで、無言で並び直してもらう。
- ⑤ 進行役が、一人ひとりの誕生日を確認していく。
- ⑥ 「自信がない」と手を挙げた人を中心に、何人かに感想を聞く。
- ⑦ 間違えずに並び終えた場合には、みんなで拍手をする。



◇シールでグループ分け

<展開例>

- ① 進行役等が、参加者の背中に色のついたシールを貼る。
- ② シールを貼り終えたら、ジェスチャーだけで同じ色のシールを背中に貼った人が集まり、グループをつくる。
- ③ グループをつくり終えたら、インタビューをし、簡単なふり返しをする。

<準備物>

- 数種類の色シール。シールの中に赤なら「R」、青なら「B」と書いておく。
- 例えば、30人の参加者で5つのグループをつくりたい時は、5種類の色（赤、緑、黄、青、白等）のシールを6枚ずつ用意する。シールがない場合は色紙等を代用する。

◇出会いのじゃんけん

<展開例>

- ① 会場内を移動し、出会った人とお互いの名前を名乗りあった後、じゃんけんをする。
- ② 新しい相手を捜して会場内を移動し、同じようにじゃんけんを繰り返す。
- ③ 3回勝った時点でストップし、早く終わった人から円になって並ぶ。
- ④ 円になって並ぶ時に、リーダーを基準に時計回り等に並ぶこと等を、事前に伝えておく。
- ⑤ 全員が並び終わったら、最初に並んだ人、最後に並んだ人に感想を聞く。

◇自己紹介ゲーム

<展開例>

- ① A4白紙の用紙を配付し、4分割になるよう紙を折る。
- ② 下記の4つの内容について、短時間で記入する。
- ③ 記入内容は
(1) 名前 (2) 今日の元気度 (3) 好きな食べ物
(4) 今日の研修会に期待すること 等
- ④ まず、(1)と(2)の項目を使って自己紹介し合う。会場内のできるだけ多くの人と知りあえるようにする。
- ⑤ 次に、(1)と(3)の項目を、さらに(1)と(4)の項目を使って、自己紹介をしてもらう。
- ⑥ (4)の「今日の研修会に期待すること」について、何人かが発表する。
- ⑦ 発表内容を板書し、全員で共有する。



◇プラス志向のイスとりゲーム

<展開例>

- ① 参加者の人数よりも1つ少ないイスを、円形に並べる。
- ② みんなで歌を歌いながら、円の外側を回って、進行役がストップをかけたら、エ夫して全員がイスに座れるようにする。（普通のイスとりゲームと違う）
- ③ イスをどんどん減らしていき、座りかたは参加者でエ夫できるようになる。
- ④ 最後は2つのイスに全員が座れるようにする。
- ⑤ 終了後、何人かにインタビューし、普通のイスとりゲームとの違いを引き出す。

<準備物>

- 人数よりも1つ少ない数のイス



◇大切なもの、無くしたくないもの

<展開例>

- ① 参加者に、日頃大切だと思っていることを2文字で表現させる。
（進行役が、「自分だったら『家族』というところでしょうか。いかがですか。」と問いかけながら、出された言葉はホワイトボード等に記入していく）
- ② ある調査で、高齢者に聞いた「無くなって困るもの」ベスト6を紹介する。
（ベスト6は、「家族」・「友人」・「健康」・「役割」・「意欲」・「お金」です。）
- ③ 白紙の用紙を配付し、その紙に6つの折り目をつけ、上記の6つを記入してもらう。
- ④ 進行役とじゃんけんをして、負けた人は、6つの中から1つずつ消していく。
- ⑤ 参加者全員が消し終えた時点で終了する。
- ⑥ 隣の人等でペアを作り、シートを交換し、最後まで消さなかったものやその理由等について交流する。（3分程度）

◇後出しじゃんけん負けるが勝ち

<展開例>

- ① ペアを作って、どちらか一人が、「じゃんけんポン・ポン」の声をかけ、1度目の「ポン」の時に、グー・チョキ・パーのいずれかを出すように指示する。
- ② もう一人の人には、2度目の「ポン」の時、それに勝つものを出してもらう。
- ③ 1分間行った後、その後役割を交代して、また1分間行う。
- ④ 次に、2度目の「ポン」の時に、負けるものを出してもらう。それぞれ1分間行う。
- ⑤ ペアを作って、勝つものを出すのと、負けるものを出すのでは、どちらが難しかったかを交流し合う。

◇形合わせ

<展開例>

- ① 参加者に1枚の写真、絵等を4分割したピースを1つずつ配付する。
（参加者が4の倍数以外の場合、例えば21人の時には、5セット+1ピースとする。）
- ② 無言で、それぞれのピースを見せ合いながら1枚の写真、絵等を完成させる。
- ③ 完成したら、グループになって着席する。
- ④ どのようにしてグループができたかを話し合う。
※参加者が4の倍数以外の場合、写真、絵等を完成するグループに入れない人が出てくるが、その時の気持ちがどうだったかを振り返る素材とすることもできる。

<準備物>

- 4分割した写真、絵等



Q 8 : P T A活動と生涯学習は、どのような関係があるのですか

◇生涯学習とは

一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送るため、自主的・自発的意志に基づいて生涯を通じて行う学習を指しています。学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われる学習だけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものです。

◇学校と生涯学習

生涯学習社会における学習活動は、学校教育で終わるのではなく、生涯にわたって継続することが大切であるといえます。

したがって、学校教育では、生涯にわたる学習を行うために必要な基本的な能力と自ら学ぶ意欲・態度を培うことが大切になります。また、学校と地域が、子どもたちの教育という共通の目標に向けて協働することにより「学校を核とした地域づくり」を進めていくことが求められています。学校は地域の人々の生涯にわたる学習活動を支援する拠点としての役割も求められています。

◇P T Aに期待されること

P T Aは、「児童生徒の健全な成長を図るために会員相互の学習やその他の必要な活動を行う団体」であることから、P T A活動はまさに生涯学習の場であり、会員としてP T A活動に参加することは、生涯学習を行っていることになります。また、P T A活動を行うことは、子どもたちの支援者としてだけでなく、一人の人間として、より豊かで充実した人生を歩むことにもつながります。

このように、生涯学習を推進する上でP T Aの果たす役割はとても重要となります。これからの変化の激しい社会の中で、学ぶ喜びと充実した人生を味わうために、P T A活動の中に次のような学習機能を積極的に取り入れることが必要です。

- ① 生涯学習の意味を会員が理解する。
- ② P T A活動を遂行する上で、生涯学習の考え方を取り入れる。
- ③ 学習機能を円滑にするため、情報・資料の収集に努める。
- ④ 活動の成果を、近隣の地域やボランティア活動など様々な方向に広げる。

Q9：PTAにおける人権教育の学習はどのように進めたら良いのでしょうか

◇人権教育推進の視点

～身近な問題から話し合しましょう～

現在、学校では、児童生徒の発達段階や地域の実情をふまえて、人権を大切にすることや、さまざまな人権問題について学習することをすすめています。

PTAとしても子どもたちがどのような人権学習をしているかを知り、学級・学年PTA等においても人権学習をすすめていくことが大切です。

学習の内容としては、身近な地域の実情や自分たち自身の経験から話し合うことが大切です。研修会で使用できる資料を掲載した「人権学習資料集＜社会教育編＞」（平成21年）等を用いて学習することも効果的な方法の一つです。また、様々な人権問題の現状や研修会の展開例等を掲載した「人権教育指導者ハンドブック(社会教育編)」（平成30年）により指導者的立場の方にも事前学習していただくこともできます。

人権教育推進の視点

人権教育は次の視点に配慮してすすめましょう。

●一人ひとりを大切に、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にしたい取組をすすめましょう。

●共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切です。お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組をすすめましょう。

●生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。あらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組をすすめましょう。

●自分のこととして考える人権教育・啓発

人権が一人ひとりの生活と深くかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるような取組をすすめましょう。

「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次：改定版)」(令和3年3月)より

個別の人権問題

次のような人権問題が存在しています。

- 同和問題（部落差別） ○女性の人権問題 ○子どもの人権問題
- 高齢者の人権問題 ○障害のある人の人権問題 ○外国人の人権問題
- ハンセン病・エイズ・HIV感染症・難病患者等の人権問題
- 犯罪被害者等の人権問題

＜さまざまな人権問題＞

- ホームレス ○性的指向・ジェンダーアイデンティティ ○刑を終えて出所した人
- アイヌの人々、婚外子、識字問題 ○北朝鮮当局による拉致問題等

＜社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題＞

- 新型コロナウイルス感染症による人権問題
- インターネット社会における人権の尊重 ○個人情報の保護
- 安心して働ける職場環境の推進 ○自殺対策の推進 ○災害時の配慮

◇家族の中で人権意識をはぐくむために

子どもにとって一番大切なものは、お金や物ではなく保護者の愛です。子どもは、表情やしぐさ、言葉かけや肌のぬくもりから感じます。そして、保護者の愛は、子どもの心を豊かに育てていくものです。

愛を伝える方法は、たくさんあります。自分にあった方法で、自分にできることをやってみてはどうでしょうか？子どもの喜びは、きっとあなたの喜びとなるでしょう。



参考：『子どもに愛を伝える101の方法』
ヴィッキー・ランスキー著
乃木 리카訳
河原まり子絵（岩崎書店2001）

Q10: 「いじめ」「ネット上のいじめ」「不登校」について教えてください

◇ いじめについて

いじめの未然防止には、学校や家庭、地域との連携が不可欠です。そして、「いじめは重大な人権侵害である」という共通認識をもつことが大切です。

近年では、情報技術の進展に伴う急激な社会変化の中で、SNSを介したいじめが増加する等、いじめはますます複雑化・顕在化しています。

周囲の大人が児童生徒を見守り、「包み込まれているという感覚」を土台として児童生徒の自己肯定感を高めることが、いじめの防止につながります。そのためには、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する必要があります。

「いじめの防止等のために」教職員ハンドブック京都府教育委員会作成（令和3年3月）から 一部変更

◇ いじめQ&A

Q: どのような場合が「いじめ」にあたるのですか？

A: 平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」では、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とすると定義されています。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

また、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改定）には、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別的行うことが重要である。」と示しています。

Q: 京都府内のいじめの実態はどのようになっていますか？

A: 京都府では、「京都府いじめ防止基本方針」に基づき、いじめはどの子どもにも、どの学校にも発生することと捉え、児童生徒の「嫌な思いをした」ことを幅広く丁寧に把握し、いじめの未然防止・早期発見につなげるため、平成25年度から「京都府いじめ調査」を行っています。

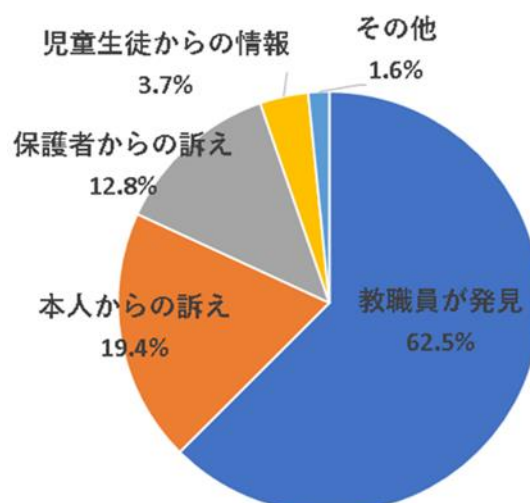
令和6年度1回目に実施した調査結果によると、いじめ認知件数は、小学校8,971件、中学校899件、高校210件、特別支援学校84件です。昨年度と比較すると小・高・特支校では増加しています。

感染症拡大防止対策のための学校行事の縮小や中止、学校での活動の制限などが、子どもたちにとって大きなストレスの原因となってしまったのではないかと。未調査の児童生徒が小中学校で395人、高校で93人、特別支援学校で14人いるということから、調査だけでは把握しきれていないいじめの現状があるのではないかと、調査できない背景にいじめが隠されているのではないかと絶えず危機意識を持ちながら、いじめ防止対策に努めています。

Q：いじめの発見のきっかけは？

A： アンケート調査などの学校の取組をきっかけに、「教職員が発見する」割合が昨年度と同様に多いですが、「保護者からの訴え」が昨年度よりも1ポイント増加しています。

いじめの発見には身近な大人の役割が大切であることがわかります。



「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」から

Q：いじめなどを防止するためのPTAの取組について教えてください。

A：平成25年度から「いじめ・非行防止キャンペーン事業」を京都府PTA協議会と京都府教育委員会が連携して取り組んでいます。平成27年度からは、京都府PTA協議会の独自事業として、地域の様々な団体と連携した「声かけ（あいさつ）・見守り運動」を展開しています。

また、毎年度、郡市連PTA単位で順次ネットいじめを含むネットトラブル防止等、子どもの健やかな育ちを阻害する現代的課題に関する研修会を開催しています。

さらに、府内にある5つの教育局が主催するフォーラム等において研修に取り組んでいます。

いじめチェックリスト

小さなサインを見逃さない

このチェックリストは、いじめを発見するためのポイントを示しています。次の項目にあてはまる場合は、その背景にいじめがあるかもしれないということを踏まえて、子どもの様子をさらによく見ていく必要があります。

項 目	✓	主な状況
生活や態度の変化		表情が暗くなり元気がなくなった。
		イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなった。
		ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりするようになった。
		登校時刻になると、身体の不調を訴え登校をしづるようになった。
		食欲が急に落ち、寝付きが悪くなった。
		SNSやメール、呼び出し音など、スマホ、携帯電話をととても気にするようになった。
言動の変化		急に無口になり、家族との会話を避けるようになった。
		学校や学級を変わりたい、部活動をやめたいなどの話をするようになった。
		「どうせ自分はだめだ」「死にたい」などともらすようになった。
服装・持ち物の変化		理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られるようになった。
		体に理由のはっきりしないすり傷や打撲のあとが見られるようになった。
		持ち物や勉強道具が頻繁になくなったり、壊れたり、落書きされたりするようになった。
		お金の使い方が荒くなり、使い道を言いたがらなくなった。
		必要以上にこづかいを要求するようになった。
		家から品物やお金を持ち出すようになった。
友だち関係の変化		友だちと遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになった。
		知らない友だちからのSNS、メール、電話があり、不自然な外出が増えた。
		親しい友だちが急に来なくなったり、友だちに対する不満を口にするようになったりした。
加害者になっていませんか		買っていないものを持っている。
		こづかい以上のお金を使っている。
		友だちへの言葉遣いが命令口調になっている。
		言葉遣いが悪くなったり、すぐかっとして暴力をふるったりするようになった。

◇「ネット上のいじめ」とは

「ネット上のいじめ」とは、インターネットのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じて、個人のページに悪口を書き込み誹謗・中傷をしたり、無視や仲間外しをしたり、投稿された画像や動画などの個人情報を本人の許可なく共有するといった行為を受けることをいい、被害が短時間で拡大する極めて悪質なものです。

「ネット上のいじめ」に関しては、次のような課題があることを理解しておくことが必要です。

- ① 集団的に、また「遊び」や「ふざけ」といった意図的でない要素で行われることも多く、簡単に行われる書き込みや投稿等により、だれでも「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなってしまいます。
- ② SNSでは、容易に情報の収集や加工ができるため、児童生徒の個人情報や画像等がネット上に流出し、それらが悪用されてしまうことがあります。
- ③ 保護者や教職員など身近な大人が、児童生徒の携帯電話やインターネットの利用実態を十分に把握しておらず、「ネット上のいじめ」を発見することが困難なため、その実態を把握し効果的な対策を講じる必要があります。

いじめ防止等のために～教職員用ハンドブック～京都府教育委員会 令和3年3月 一部変更

◇「ネット上のいじめ問題」の防止に向けて

携帯電話やスマートフォンのメール、SNSを利用した「ネット上のいじめ問題」を防止するため、保護者向けに以下の4つの提案がまとめられています。

- (1) ケータイ・ネットに関する正しい知識をもち、利用の実態に目を向けよう！
- (2) 「情報モラル」についてしっかりと教え、子どもたちにネットのリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせよう！
- (3) 普段からチェックをしっかりと行うとともに、発見した場合には迅速かつ適切な対応を！
- (4) いじめられた子どもを守り通そう！

文部科学省 『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るためにー見直そう！ケータイ・ネットの利用のあり方をー子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議より

また、この提案を受けて、文部科学省が同提案に関する冊子とリーフレットを作成しています。これらを参考に各学校、各家庭等で具体的な対策を考えていかなければなりません。

たとえば、学校や家庭で次のようなことを実践してみても良いでしょう。

＜各学校でできること＞

- ① 全教員が十分な知識を持った上で、情報モラル教育を実施する。
- ② 保護者会等の機会を利用して、保護者とともに学び合い協力を働きかける。

＜各家庭でできること＞

- ① 携帯電話やスマートフォン、パソコンを子どもが使うときの家庭のルールを親子で話し合って決める。（「時間を決めて使う」等）
- ② 有害情報から子どもたちを守るために、子どもが使う携帯電話やスマートフォン、パソコンにペアレンタルコントロールを設定（フィルタリング・利用時間制限・アプリ利用制限等）する。
- ③ パソコンは、居間などの共有スペースに置く。
- ④ パソコンのブラウザー履歴を定期的にチェックする。

◇実践する前に、子どもと一緒に考えてみましょう。

- ① 利用目的を決めるとともに有害情報などの危険性についてしっかり話し合ひましょう。
- ② 親子で家庭での使用のルールを決め、自分で決めて自分で守らせるようにするとともに、マナーについても話し合ひましょう。

ルールづくりのポイント

- ①危険性を子どもとともに考え、ルールづくりの必要性を共有しましょう。
- ②子どもと話し合いながら決めましょう。
- ③ルールが守られているか、確認しましょう。

＜ルールの例＞

- ・夜（ ）時を過ぎたら使わない。
- ・自分の部屋には持ち込まず、家族のいる部屋に置く。
- ・食事中は使わない。
- ・写真・氏名・住所・電話番号などの個人情報はネット上に公開しない。
- ・SNSなどで他人を傷つける行為は絶対にしない。
- ・困ったときは、保護者に相談する。

◇スマホ・ケータイ、ネット 親子のルール宣言

京都府PTA協議会が深刻なネットトラブルや被害を防ぐために親子で話し合っただけでルールづくりができるリーフレットを作成しました。子どもたちのスマホ・ケータイ・ネット端末の所持と使用について、保護者がしっかり責任をもち、ルールを明確にしておくことが大切です。家庭のルールだけでなく、単位PTAごとにルールづくりをするとより効果的な取組となります。

〈京都府PTA協議会ホームページ <http://www.kyoto-pref-pta.jp/activity/img/familyrule04.pdf> 〉



京都府PTA協議会からのリーフレットの配付は終了していますが、上記URL、二次元コードにて閲覧できますので、参考になさってください。

◇ネット・SNSトラブル防止リーフレット

京都府教育委員会では、児童生徒のネットトラブル等の未然防止を目的としたリーフレットを作成しています。家庭での話し合いやPTA研修会、学級懇談会等でぜひ御活用ください。

〈京都府教育庁指導部社会教育課ホームページ <https://www.kyoto-be.ne.jp/syakyou/cms/?p=239> 〉

●インターネットと上手に付き合うために ～子どもと一緒に 考えよう～



対象：小学校低学年保護者
ネット社会を豊かに生きていくためにはぐくんでおきたいことや、家庭で保護者ができること等を掲載しています。

●子どもとネットのいい関係 ～保護者にできる4つの備え～



対象：小学校高学年保護者
子どもが安全に情報活用能力を向上できるように、危険から子どもたちを守る環境づくりについて例示しています。

●家庭で話そう！～スマホ・ケータイ・タブレット利用のルールとマナーについて～ (学校教育課作成)



対象：小中学生保護者
スマホ・ケータイ・タブレット利用のルールとマナーについて掲載しています。PTA研修会や各学校で行われる入学者説明会等で御活用ください。

〈京都府教育庁指導部学校教育課ホームページ

<https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=156> 〉



◇不登校について

不登校とは

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日間以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

文部科学省 生徒指導提要（令和4年12月）

～家庭での対応～

家庭が子どもの心の居場所になり、大人への成長のために必要な経験を着実に積む場になるよう、優しさと厳しさをもって子どもの心を受けとめ、支えていくことが大切です。

子どもが成長しようとするれば、必ず何らかのつまずきに出会い、心に不安や緊張が生じます。これは、特定の子どもだけではなく、どの子にも起こり得ることなのです。子どもはかけがえのない存在であると認めることからはじめ、ゆとりをもって前向きにとらえましょう。

① 保護者と子のかかわり

子どもが悩んでいるときに発するサインを受けとめ、子どもの考えや行動をあたためて見守りながら対応することが大切です。また、子どもが自発的に取り組む機会や場を設定し、成就感や達成感を味わえるようにしましょう。

② 学校との連携

子どもの気になる状況や変化に気づいたときは、学校と緊密な連携を図りながら対応する必要があります。子どもが不登校に陥りつつある場合、保護者は学校との十分な連携のもとに、共通理解を図りながら、今後の方向について検討することが大切です。

子どものサイン

- ・無口になる。・意欲が低下する。・視線が落ち着かない。
- ・欠席、遅刻、早退が目立つようになる。など

資料（P34）の「いじめ、ネット上のいじめ、不登校、特別支援に関する相談機関」も活用してみてください。

Q11：特別支援教育の取組について教えてください

発達障害を含め障害のある人を取り巻く社会環境の変化や障害の多様化に対応して、自立し社会参加する能力の育成を目指す特別支援教育が推進されています。

一方、障害のある人に対する誤解や偏見が依然として存在しており、障害についての正しい理解を深める必要があります。

P T Aとしても、次のようなことについての学習を行い、その充実に努めることが大切です。この場合、医師や専門の先生を交えての学習が効果的です。

- ① 障害や障害のある人についての正しい理解
- ② 障害のある人の人権
- ③ 特別支援教育の目的や内容
- ④ 一人ひとりを大切にするためのP T Aとしての取組と活動

など

また、実際に活動する際には、次のような視点が大切です。

- ① すべての子どもたちが、互いに助け合い励まし合う交流を進め、共に育ち合える地域をめざす。
- ② 特別支援教育についての理解と認識を深める。
- ③ 障害のある子どもたち一人ひとりの可能性を十分に伸ばし、自立への支援を行う。

など

障害のある子どもたちと、その教育に対する理解と認識を深める活動、障害のある子どもたちとの地域交流活動などはP T Aの大切な役目です。

<府立特別支援学校の取組>

【ふれあい・心のステーション】

～府立特別支援学校高等部の生徒による製品販売～

作業学習製品の販売等を通じて、自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、特別支援学校で学ぶ児童生徒への府民や企業の理解を促進することを目指しています。

毎年、障害者雇用支援月間の9月に大丸京都店にて開催しています。令和6年度で27回目の開催となっており、今回は生徒が実際に製品を製作する「実演コーナー」を設けました。各校では、令和7年度の開催に向けて取組を進めています。



【京しごと技能検定】

～「裾野を広げるキャリア教育の充実」を基本に進める職業技能検定～

技術だけでなく、仕事に向かう態度、あいさつなどのコミュニケーションの力といった社会で必要な力について検定します。目標に向かって挑戦し、評価を受けることを通して、自分の力を正しく知り、これからの就労や社会参加に向けて挑戦する意欲を育み、就労等の自立と社会参加につながる技能や態度の向上を目指しています。



いじめ、ネット上のいじめ、不登校、特別支援に関する 相談機関

「子どもと保護者の相談マップ」 京都府教育委員会（令和6年12月発行）等、
児童生徒、保護者の相談窓口についてはこちら → <https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=70#toc6>



いじめに関する相談を受け付けている相談機関

- ★全国統一 24 時間子供 SOS ダイヤル
0120-0-78310
- ★京都府総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン
075-612-3268（または3301）
0773-43-0390
- ★少年サポートセンター ヤングテレホン
075-551-7500
- ★京都いのちの電話
075-864-4343
- ★子どもの人権110番
0120-007-110

府立特別支援学校 地域支援センター

地域支援センター名	学校名	電話番号	所在地
京都府視覚支援センター	盲学校（幼小中）	075-492-6733	京都市北区紫野大徳寺町27
京都府聴覚支援センター	聾学校	075-461-8121	京都市右京区御室大内4
京都府北部聴覚支援センター	聾学校舞鶴分校	0773-75-1094	舞鶴市字南田辺83
		0773-76-2711 (FAX)	
向日が丘 相談・支援センター	向日が丘支援学校	075-951-8361	長岡京市今里南平尾8-1（仮設校舎）
地域支援センターうじ	宇治支援学校	0774-41-3701	宇治市広野町丸山10
地域支援センター「サポートJOYO」	城陽支援学校	0774-53-7100	城陽市中芦原1-4
地域支援センターやわた	八幡支援学校	075-982-7321	八幡市内里柿谷16-1
井手やまぶき相談・支援センター	井手やまぶき支援学校	0774-82-7010	綴喜郡井手町大字井手小字大塚40-1
南山城相談支援センター	南山城支援学校	0774-72-7255	相楽郡精華町大字山田小字医王寺1
京都府南部視覚・聴覚支援センター		0774-71-8333	
たんば地域支援センター	丹波支援学校	0771-42-5185	南丹市八木町紫山坊田118
中丹教育支援センター	中丹支援学校	0773-32-0011	福知山市大字私小字打溝8
舞鶴支援学校トータルサポートセンター（TSC）	舞鶴支援学校	0773-78-3133	舞鶴市字堀4-1
病弱支援部門（TSC）	舞鶴支援学校 行永分校	0773-63-6700	舞鶴市字行永2510-17
丹後地域教育支援センターよさのうみ	与謝の海支援学校	0772-46-2770	与謝郡与謝町字男山945
京都府スーパーサポートセンター（SSC）：京都府総合教育センター		075-606-2480（直通）	京都市伏見区桃山毛利長門西町

Q12：情報提供を行うための効果的な方法がありますか

I メールやSNS等を活用した配信

◇はじめに

各学校では、行事予定、学校の様子等を記した様々な紙文書を、児童生徒を通じて配付しています。しかし、なかなかタイムリーな形で保護者の手元に届かず、情報が周知・徹底されていないことも多いのではないのでしょうか。

そのような中、メールやSNSを活用して、直接会員に各種案内の情報を配信するという取組をされている学校が増加しています。より早く、確実に「PTA総会」等の案内やPTAからの最新情報を入手できるというメリットがあります。

◇PTA会員からの声

「メール」による情報提供を行っている学校では、会員から次のような声が届いています。

- 学校内の行事内容、取組など、大変分かりやすく見せていただいています。
- 子どもが持って帰ってくる手紙より早くメールが届くので、大変ありがたいです。

＜メールを使った会員への情報提供の実践事例＞
～「PTAお知らせメール」（府立学校）の事例～
＝「PTAお知らせメール」の登録について＝

- 1 ご希望の会員様は、パソコン及び携帯電話から、次のアドレスに、

題名（件名）「〇〇高校PTA登録」
本文 「生徒氏名、学年（7年度）」
＜記入例 「〇〇 太郎 3学年」＞

〇〇〇-hs-pta@kyoto-be.ne.jp

を記入したメールを送付してください。

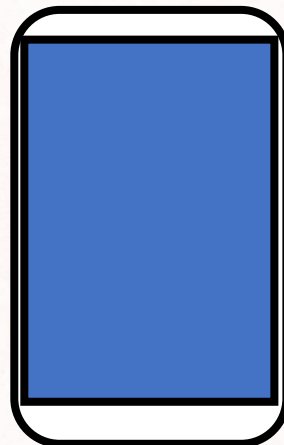
（申込みの期限 令和7年 月 日（ ））

- 2 受信後、登録させていただき確認メールを返送させていただきます。
- 3 以後、PTA本部からのお知らせが届くことになります。
今後は、各行事の参加の「可否」もメールで受け付けできるシステムを目指していきます。
- 4 なお、登録いただいた情報は、PTAお知らせメール以外の用途には使用しませんので、ご了承をお願いします。
また、京都府の教育情報ネットワークを活用して運用し、学校内でPTA担当が送受信するシステムといたします。

▶お知らせメールのイメージ図

＜お知らせの内容（案）＞

PTA行事のお知らせ
学校行事のお知らせ
学校HPの更新
最新情報 等



2 Webページ（インターネット上のホームページ）

◇はじめに

Webページは、インターネットに接続することができるPCやスマホ上であれば、いつでもだれでも閲覧することができます。

◇Webページ作成にあたっての留意点

① 学校との連携

- ・Webページの立ち上げに当たっては、まずは学校と連携し、よく相談することが大切です。多くの学校では、学校のWebページがあるので、そのWebページの一部に「PTAのページ」を増設してもらうようにすれば、学校と連携して運営することができます。

② 構成を考える

- ・「何を伝えたいか」を焦点化し、掲載するものを精選します。
- ・「あれば楽しい」よりも、なくてはならないものを決め、テーマを絞ります。

③ 素材の準備

- ・文章だけのページでなく、図やイラスト、写真を使って見やすく、読みやすいものにします。
- ・写真やイラストを掲載する場合、肖像権や著作権には十分に注意して、会員や子どもが特定される場合には、事前に了解を得る等の調整が必要です。

④ パスワードの設定

- ・個人情報保護の観点から、不特定多数から見られて困る内容についてはパスワードを設定することが大切です。

◇Webページの運営

- ・Webページは、情報を定期的に更新することで、関心を高め、度々閲覧してもらうことができます。複数名の担当で運営し、「毎月1日更新」などと決めて、明記しておく運用しやすく、見る人にとってもいつ情報が得られるかがわかり便利です。
- ・Webページを更新する場合には、必ず学校の先生にも確認してもらいましょう。

第3部 具体的な活動

P T A と学校との連携

<子どもたちの成長を支えるP T A活動>

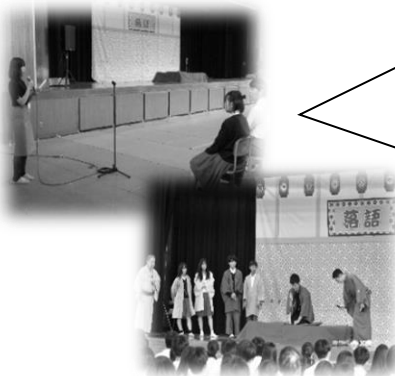
～木津川市立木津第二中学校P T A～

木津川市立木津第二中学校P T Aでは、「P T Aのスリム化・誰でもできるP T A」をスローガンに、「誰でも無理なくできるP T A」や「人がつながる地域づくり」を目指して学校とP T Aが連携して活動を進めています。子どもたちの生涯にわたる成長や保護者どうしのつながりを深める行事を大切にしています。



これまでの足跡

P T A本部による進行



体験（生徒4名＋教師1名）

今回、落語を聞いて計算されたストーリー展開と落ちのすごさに心が震え、息苦しくなるまで笑った。

落語だけでなく日本の文化を鑑賞することの面白さや魅力を確認に感じた。

（生徒の感想より）

「様々な分野の芸術を鑑賞することにより、教養を深め豊かな心を育成する」

以前、中学と高校に子どもをもつ保護者が、「上の子が、『そういえば中学校のときにパントマイムを見たなあ。』と言っていました。内容は覚えていないようだけど記憶には残っており、鑑賞する機会があるというのは、大事なんですね。」と話されていました。国語や道徳の授業で取り上げられることもあるようですが、実際に目の前で落語家の話を聴く機会はなかなかないので、今回は大変よい機会になりました。生徒の生涯学習につながる一助となれば、PTAとしてもうれしい限りです。子どもたちが、本物の芸術に触れることで豊かな心を育んだり、子ども一人一人の生涯学習につながったりするなど、人生の充実を図る取組を続けていきたいと考えています。

＜子どもたちの読書活動を広げる取組＞

～長岡京市立長法寺小学校PTA～

PTAの図書ボランティアサークル『ぶらりとあつまれ らいぶらり～』では、月に1回程度の昼休みの「おはなし会」や、毎週火曜日の給食時間の読み聞かせ放送、図書室での、テーマごとに本を集めた「ひとはこらいぶらり～」等の活動をしています。図書館司書の先生やらいぶらり～OBの方とともに、児童が楽しみながら本に親しむ取組を行っています。



学年を超えて、読書に関する魅力的な取組から、自然と本の楽しさに児童が引き込まれていきます。

「おはなし会」の日は昼休みになると、たくさんの児童が目を輝かせて会場へと集まってきます。そこでは、大型絵本や紙芝居の読み聞かせなどが行われます。登場人物に合わせて声色を変えたり、歌を入れたり、木琴でメロディを奏でたり…子どもたちは毎回お話に入り込んで、らいぶらり～の読み聞かせに聞き入っています。お話の後には、「しゅうまいじゃんけん」など体を使ったじゃんけんなど工夫を凝らした遊びを用意されており、思わずみんな笑顔になっています。また、らいぶらり～OBの方からは、廊下の掲示板に本に関する間違い探しやクイズなどを作成し、「らいぶらり～からの挑戦状」が貼りだされます。児童からはすぐに回答が集まり、回答ボックスがいっぱいになる盛況ぶりです。

＜卒業生、親、スタッフともに笑顔溢れる向日葵が丘の同窓会＞

～京都府立向日葵が丘支援学校PTA～

本校では年に一度、PTA同窓会部の企画で同窓会を開催しています。コロナ禍での中止期間を経て、令和5年5月に、全面改築のために取り壊される校舎で記念イベント「ホームカミングデイ」の中で特別な形で再開し、令和6年9月には通常の形に戻し、現在の仮設校舎では初めての同窓会を開催しました。土曜日にPTA役員を中心に教職員も協力し、総勢100人近く（介助者、同行者含む）のイベントを行うことは準備も大変でしたが、天候にも恵まれて無事に開催することができました。

卒業生や一緒に参加した親御さんからは、「母校に帰れるこのような場を作っていただき嬉しい」等、たくさんのお声がけをいただき、その言葉に疲れも吹き飛び、頑張ってよかったと感じた瞬間でした。

特別支援学校においては、卒業生自らが連絡をとりあって同窓会を行うことは容易ではなく、子や親にとって、とても意味のある行事だと感じます。近年はPTAの存在意義について議論されることも多いですが、PTA役員の負担も時代に合わせて考慮しながら、今後も笑顔あふれる同窓会が継続できたらと願います。



昨年度の「同窓会」の様子
(前校長と現校長も参加)

保護者の参加しやすい環境づくり

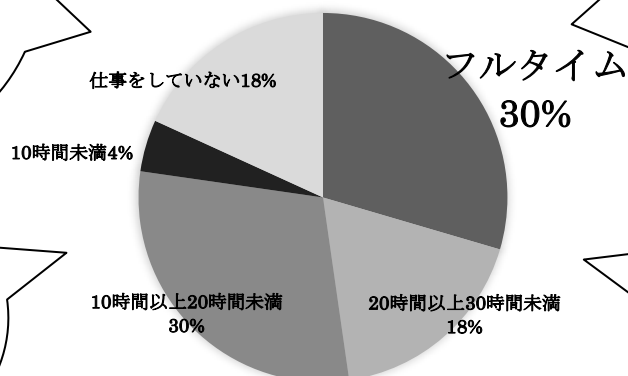
＜持続可能なPTA活動を目指して＞

～八幡市立美濃山小学校PTA～

これまでPTA活動はとても盛んに行われてきました。しかし、コロナにより多くの活動が中止となるだけでなく、本校PTAが抱える課題が明確化してきました。
アフターコロナ（ウィズコロナ）の今、持続可能なPTA活動を模索し本部役員と教職員が協力しながら日々の取組を行っています。

改善に向けたアンケート調査

PTA役員の仕事の状況



先生やPTAのサポートがあってこそ、学校の活動が成り立っているのだと知れた。

保護者同士協力し合って取り組むのは達成感がありました。

保護者のほとんどが働きながらの活動になるので、家庭、育児とPTAと両立していくのは難しいです。

役員も仕事内容等の簡素化を図るべきだと思います。

持続可能なPTA活動を模索した活動例

例年と同様の取組を実施した事例



自然体験学習

取組を現状に合わせて変更した事例



美濃山フェスタを校内美化活動へ

取組を中止した事例



美濃山フェスタ

アンケート結果から、例年と比べ大胆に活動を減らしてきましたが、PTA役員への負担の偏りや活動のさらなる軽減・規模の抑制が必要であることが分かりました。

できる範囲での取り組みに限定し、役員の負担軽減を図ったり、PTA役員・保護者・教職員の負担を減らすことを前提に、実施の有無を検討したりしながら、納得感・達成感のある活動への変化をさらに進め、持続できるような仕組みに変えていきたいと考えています。

<保護者が参加しやすく、楽しく活動できるPTAの基盤づくり>

～南丹市立八木西小学校PTA～

八木西小学校PTAは、「子どもたちの未来のために☆つながれ笑顔の輪！～八木西 大好き～」を令和6年度のスローガンに、子どもを真ん中に学校・家庭・地域の笑顔の輪が繋がる取組を進めています。



【PTAあいさつ運動】
参観日や行事の朝などに合わせて、あいさつ運動をしています。「おはよう。今日は楽しみにしているよ。」など、朝から心が温かくなります。



【校内持久走大会】
地域の中を走る校内持久走大会では、会員の方に走路誘導をお世話になりました。「頑張れ！」の応援の声が大きき力になりました。



【八木西小のここが好き！】
『笑顔がいっぱい！』『みんな仲良し！』『優しさがいっぱいなところ』など、子どもたち、お家の方、先生方が思う「好き！」が集まりました。

合言葉は「やぎにし だいすき！」

親同士および地域がつながり、自分の子どもをほかの保護者や地域が見守り育てる環境づくり（大人像）への願いが込められています。

活動時間、参加の仕方を工夫し、会員の皆さんが無理なく、楽しく参加できる取組を目指しています！

<保護者が参加しやすい環境づくりをすすめている実践事例>

～京丹後市立高龍小学校PTA～

高龍小学校PTAでは、子どもたちが心身ともに健やかに成長することを願い、家庭・学校・地域の連携を密にして協力体制を組む中で、よりよい環境づくりに向けた取組や実践を進めることを方針としています。年間3回開催している学年懇談会は、PTAの学級委員が司会進行のもと、保護者間及び学校との情報共有、交流の場となっています。また、PTA親睦行事として毎年、球技大会を開催し、学年ごとにチームを組むなど誰もが参加しやすく、楽しめる事業企画に努めています。



PTA懇親球技大会



PTA自由プール(7/21～28)



PTA環境整備作業(8/20)



PTA活動の発信については、毎月発行する学校だよりに「PTA活動の様子」を掲載し、全ての保護者も活動に興味をもってもらったりPTA活動が子どもたちの心身ともに健やかな成長につながっていることを感じたりしてもらえようとしています。

また、校区内の回覧板を活用し、地域の方や今後入学される保護者等にも、PTAの様々な活動や考えなどを知っていただき、子どもたちを身近な存在として、共にその成長を支えてもらえるよう働きかけています。

<保護者の参加しやすいPTA活動の実践事例>

～綾部市立豊里小学校PTA～

豊里小学校では、『親心、明日への翼』～輝かそう、子どもたちの未来～」をスローガンにPTA活動を進めています。誰もが無理なく、楽しんで参加できる活動を工夫し、子どもたちの笑顔のために心でつながるPTAを目指しています！

親子で人権について話すDay!!

豊里小学校PTA人権委員会

みなさま、こんにちは！

豊里小学校PTA人権委員会です。日頃より小学校の教育活動にご理解いただき、ありがとうございます。今年度、PTA人権委員会では、今週末の豊里小学校人権参観日[11月30日(土)]に合わせて取り組みを行いたいと考えています。

題して「親子で人権について話すDay!!」

普段、人権について親子で話をする機会は少ないかもしれませんが、人権参観日にお子様と学校で学習されたことをはじめ、親子で「人権」についてお話しする時間を取って頂き、感想をお伺いしたいと思います。ご協力をお願い致します。

尚、人権学習を参観されていない保護者の方も、ご家庭であらゆる人権課題についてお話しいただき、感想を書いて頂けると幸いです。

<方法>
下記の記載欄に学年や感想など必要事項を記入していただき、封筒に入れ、お子様を通じて担任の先生まで提出してください。

<注意>
書いていただきました内容はPTA人権委員が拝見します。ご理解ください。

キトリ

() 年 ・人権参観日のテーマについて ・人権参観日以外のテーマについて

感想

12月8日(金)締め切り



人権学習参観の様子

今年度のPTA人権委員会では、家庭で子どもが学習した人権学習について親としての感想を伝えたり、自分の生活の中での問題について話し合ったりする「親子で人権について話すDAY!!」を実施しました。さらに、PTAだよりで子の学びを広げることもできました。

<保護者の参加しやすい環境づくりの実践例>

～亀岡市立東輝中学校PTA～

コロナ禍を契機に、アプリを活用した情報発信やオンライン会議の実施。生徒数減少等による役員定数等、会則の見直し。行事ではボランティアの募集。さらには、高校との連携や地域の方々にもご協力いただくことで負担軽減を図り、多忙な毎日を送る保護者の方々が、少しでも参加しやすいPTA活動を目指して活動。



役員以外のボランティアが協力をし、卒業生が在籍する府立農芸高校にもサポートしていただき、「花いっぱい運動」を実施しました。



PTA行事「おいでな祭」では文化系部活の発表等を行い地域の方もお招きしました。府立農芸高校、須知高校にもお世話になり、負担軽減だけでなく内容も充実しました。

＜「参加しよう！」と取り組める募集型のPTA活動＞

～舞鶴市立吉原小学校PTA～

コロナ禍でのPTA活動を振り返り、組織の見直しをしました。そのため、以前は役職として分担されていた活動を募集型に変更しました。募集型に変更することで、各家庭が「参加できるときに参加しよう」という前向きな姿勢で取り組むことができるようになりました。



夏休み期間中に陸上監視員として活動できる方を募集しています。

可能な方に日程を伝え、都合のつく日を調整していただきました。多くの家庭の協力のもと地域プール(夏期休業中の学校プール開放)を行うことができました。



「参加できる人が来てきれいにする」という姿勢で行っています。保護者と子どもで一緒に教室の窓をきれいにしたり、普段行えない溝の掃除などを行ったりしました。作業をしながらだと話しやすくなり、保護者同士の会話も弾み、有意義な時間になったという感想をいただきました。

家庭・学校・地域の連携

＜家庭、地域、学校の連携・協働による児童の育成＞

～京丹波町立竹野小学校PTA～

竹野小PTAは、「子どもたちの健全な育成のために、教育環境の整備に努力し、学校、家庭、地域社会が連携して取組を進める。」を活動方針として取り組んでいます。学習やPTA行事等をとおして、地域のことを知る機会や地域の方々と交流する機会を大切にしています。保護者、地域、学校が互いに協働しながら活動しています。



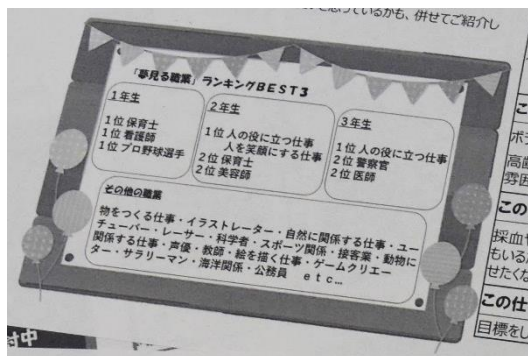
PTAや区長会、地域で組織するサタデープラン実行委員会の行事として「しめ縄づくり教室」「とんがり山登山」を行っています。地域の方々にお正月のしめ縄飾りを教えていただいたり、登山後に食するおにぎりを作っていただいたりして、子ども、保護者、地域の方々と一緒になって楽しく活動しています。

地域で行われている交流活動「竹野サロン」に各学年が月替わりで出向き、学習成果の発表や交流を行い、毎回子どもたちは大きな拍手をもらっています。地域の方々も子どもたちの訪問を心待ちにされています。

＜生徒・保護者・地域をつなぐPTA活動に関する実践事例＞

～与謝野町立江陽中学校PTA～

本校の家庭教育委員会では、例年、文化祭の合唱コンクール前に保護者と教職員でPTAコーラスを行ってきました。コロナ禍になり、例年どおりの活動ができない中で、毎年どんな活動を行うかを考えています。「たよりを見て、家庭で会話ができる」を目標に、生徒の興味をひく内容になったと思います。



全校生徒に「夢見る職業」のアンケートを実施し、ランキングにして紹介しました。



委員が実際にインタビューをして紹介しました。看護師、プロ野球選手、ネイリスト、CADオペレーターなど、多種多様な職業を紹介することができました。

＜地域と協働して行う子どもの居場所づくり＞

～宇治市立三室戸小学校PTA～

土曜日が休日になった時から続いている、土曜日の子どもの居場所づくりの取組「ゴーゴーみむろ『フリースペース』」を年9回毎月第2または第4土曜日に開催しています。校庭や体育館を開放し、地域の団体とコラボもして多様な体験活動を企画し、子どもも保護者も楽しく参加できるような工夫をしています。

サップボード体験の様子



サップボード体験の様子



インストラクターにご協力いただき、プールにサップボードを浮かべてパドルングをしました。参加したみんなで特別な体験を楽しみました。

PTAが居場所を提供することで、子どもと保護者が安心して活動できる大切な場となっています。また、異学年間、保護者間の交流の場にもなっています。

一方で、利用者や内容の固定化もみられるので、新たな利用者の獲得を目指して、新しい取組内容の検討や普及活動の促進を図っていききたいです。

今後も、PTAと学校、地域がパートナーとして子どもたちの育成に努めていきたいです。

＜生徒の成長のためのPTA活動 ～保護者・地域・教職員との連携～＞

～京都府立木津高等学校PTA～

「できる範囲で、できることをする」をPTA活動のモットーにしています。保護者・地域・教職員が互いに連携・協働し、共通理解のもとで「木津駅前クリーン活動・校門挨拶運動」「進路セミナー」「PTA教養講座」など様々な活動に取り組んでいます。



【木津駅前クリーン活動
・校門挨拶運動】

毎月15日に開催されている木津駅周辺の清掃活動に多くの地域の方々と生徒と共に参加し、交流を図るとともに環境整備に取り組みました。また、生徒の登校時に校門に立って挨拶運動を行っています。



【進路セミナー】

キャリア教育推進部と連携し進路セミナーを開催。教員による進路概況説明、最新の入試動向、本校の指導体制、奨学金等や企業に求められる力について情報共有をしました。



【PTA教養講座】

会員の交流と教養を高めるための場としてしています。地域から講師を招き、ハーバリウム作りを開催し、地域やPTA内の横の繋がりを深めました。

PTA 活動と生涯学習

<学びの場としてのPTA活動 指導者研修会の開催>

～京都府教育委員会～

社会の変化に対応し、家庭・学校・地域の教育力を一層高め、社会総がかりで子どもを育てる環境づくりに努めることを目指し、PTAの役割や活動の在り方について研鑽を深めるとともに、指導者としての資質の向上を図る。

◇令和6年度京都府PTA指導者中央研修会（令和6年7月9日 国立京都国際会館）

京都府内の幼稚園・こども園、小・中・義務教育学校、府立学校PTAの指導的立場にある会員の皆さんが一堂に会して行われる研修会です。

令和6年度は「これからのPTA
～ つむぎたい想い つなげたい輪 ～」
をスローガンに実施しました。



内容（1）基調講演

「保護者と学校、
どちらも喜ぶPTAへ」

花園大学社会福祉学部児童福祉学科 教授 炭谷 将史 様

（2）パネルディスカッション

「みんなで考えよう、これからのPTA」

ファシリテーター 炭谷 将史 様

※基調講演講師

パネラー①京都府PTA協議会 会長

丹羽 寛美 様

②南丹市地域学校協働活動 統括推進員

古北 真里 様

③公益社団法人 京都府青少年育成協会 会長

上田 静男 様

④京都府PTA協議会 理事

横須賀生也 様

約680名の方に参加いただきPTA活動や子育ての原点について学びを深めました。

◇PTA指導者研修会（教育局別）

京都府教育委員会では指導者中央研修会の他、各教育局別でも研修会を開催しています。

- 乙訓 令和6年度乙訓親学びフォーラム
- 山城 令和6年度やましろ未来っ子みんなでHUGフォーラム
- 南丹 令和6年度なんたん子育てフォーラム
- 中丹 令和6年度みんなでコラボ in 中丹
- 丹後 令和6年度丹後PTA指導者研修会

◇京都府立学校PTA指導者研修会（ブロック別：山城、京都市部、口丹、両丹）

◇その他（京都府教育委員会が後援の研修会）

- 令和6年度第44回京都府公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会研修会
- 令和6年度第65回京都府PTA研究大会相楽大会
- 第49回近畿地区高等学校PTA連合会大会京都大会

<京都府PTA研究大会> 令和6年度 相楽大会

～京都府PTA協議会～

京都府内小・中・義務教育学校のPTA会員が、子どもたちの健やかな成長を目指し、家庭教育の充実や学校・家庭・地域と連携して子どもたちを育てる環境づくりについての研修を深めることをねらいとして毎年開催しています。

日 時 令和6年10月27日(日) 12:00～16:30

場 所 けいはんなプラザ

内 容

◇オープニング

らららもか(よさこいやエイサー踊り)

◇開会行事

◇講演

演題 『子育て世代に送る IVAN からのメッセージ』～個性を尊重する生き方～

講師 IVAN 様 (モデル・タレント)

◇閉会行事

◇分科会

- ・第1分科会「組織・運営」・第2分科会「生涯学習・読書活動」
- ・第3分科会「人権教育」・第4分科会「青少年健全育成」
- ・第5分科会「広報活動」・第6分科会「家庭教育」
- ・第7分科会「特別分科会」



参加者アンケートでは、今後の検討課題とするべき開催方法や内容等についての貴重な御意見、参加者の貴重な学びの場になった等との感想が多数寄せられました。

参加者の感想 アンケートより

- 講演が大変良かった。これまでの人生についてお話しされ、わかりやすかった。子育てにも活かせる内容だった。
- 講演も分科会も、たくさんの学びがありました。心を動かす言葉について改めて考えさせられました。学校でも家庭でも、言葉を大切にしながら、豊かな心を育みたいです。
- 全体会での講演や分科会に出席させて頂き、PTA会員の方々の賢明な活動または取組内容に感銘を受けました。みんなで見守りながら子どもたちを育み、共に成長していければいいなと感じております。
- 遠方からの参加もあると思うので、もう少し早く終われるのが良いと考えます。ただ、これだけ充実した内容を削ることは難しいとも感じます。

<定時制郡部育友会連合会研修会に関する実践事例>

～京都府立高等学校定時制郡部育友会連合会～

会員同士の交流を図り、育友会（PTA）活動が活性化することを目指して研修会に取り組んでいます。

令和6年度 定時制郡部育友会連合会事業

Ⅰ 総会、役員会及び研修会

年 月 日	事 業	会 場
令和6年5月31日 令和7年3月4日	幹事会	東舞鶴高等学校 浮島分校
令和6年7月5日	総会	リモート会議
令和6年11月7日	役員会及び研修会	福知山市丹波生活衣館

- 2 京都府及び京都府PTA関係行事参加
- 3 京都府交通対策協議会関係参加
- 4 京都府高等学校定時制通信制教育振興会関係参加

令和6年度 定時制郡部育友会連合会総会・役員会及び研修会

日時・場所：令和6年7月5日(金)14時00分～15時00分

総会 リモート会議

令和6年11月7日(木)13時45分～16時45分

役員会・研修会 福知山市丹波生活衣館

研修会の様子

研修Ⅰ

見 学：福知山城見学「明智光秀と福知山」

ガイド：福知山観光ガイドの会

副会長 芦田 八郎 様

研修Ⅱ 丹波生活衣館 組みひも体験



福知山城見学の様子

組みひも体験の様子



役員会での研究協議

研究協議では、会員が事業に参加しやすくするために、役員の方々が学校や会員のニーズに合わせた事業を計画されるなど、各校が工夫した取組の交流が図られています。また、こうした情報交流が、育友会（PTA）活動の活性化につながっています。

＜京都府教育委員会とPTAが連携した子どもの健全育成に向けた 家庭の教育力の向上に関する研修会等の実施～少年非行防止対策事業～＞

～京都府PTA協議会の取組～

◇家庭教育研修会

京都府PTA協議会が実施している年3回の研修会はいじめ・非行を予防するための親の在り方を考える学びの機会となっています。

令和6年度

9月7日（土） 主管：福知山市PTA連絡協議会

「子どもの生活について話をしましょう」

～早ね、早起き、スマホのルール、「学力向上」でなりたい自分に～

福知山市教育委員会学校教育課 指導主事 今村 大輔 様

「子どもも保護者も幸せになるために」

ベネッセ教育総合研究所教育イノベーションセンター 主任研究員 庄子 寛之 様

11月23日（土） 主管：城陽・久御山PTA連絡協議会

「これからの時代を生き抜くのに必要な力とは～親がやるべきこと～」

コミュニケーションコーチ 山崎 洋美 様

2月8日（土） 主管：乙訓PTA連絡協議会

「親と子の“こころ”のかかわり」

大阪大学大学院医学系研究科 先進融合医学共同研究講座

日本学術振興会特別研究員 松永 倫子 様

参加された方の感想

見方を変えて、今ある幸せに気づきながら、これから生きていく力を、子どもだけでなく親もつけていきたいと思いました。

自分に余裕をもつ、失敗しても起き上がる、自分で選択させることが大事なんだとわかりました。

子どもにはいつも積極性を求めているが、自分は消極的で言動が一致していない所が多々あり、子どもはそんな親の姿を見て、やる気につながらないのかなと気づかされました。

◇いじめ・非行防止キャンペーン事業～声かけ（あいさつ）・見守り運動～

地域全体で子どもを包み込みはぐくむ環境づくりの一環として問題行動の減少に向け、いじめ・非行防止の機運醸成のため、地域の様々な団体と連携して声かけ（あいさつ）・見守り運動を展開しています。



京都府PTA協議会では、あいさつ運動に活用していただくためにポスターやのぼりを作成し、郡市連PTA事務局を通じて各単位PTAに送付しています。

PTAだけでなく、民生委員や自治会等の地域の団体と連携し、たくさんの大人によって子どもたちを見守る活動を進めていただくことが、安心安全につながります。



P T Aで取り組む人権学習

＜小中学校のP T Aの「つながり」を基盤とした取組＞

～綾部市立何北中学校P T A～

何北中学校校区におけるP T A活動は、各学校単位の独自の活動を原則としつつも、つながりを大切にした連携や合同による継続的な活動も推進しています。つながりを大切に進めている取組としては、何北中学校ブロックP T A人権教育講演会、何北ドリカムDAYでのP R活動、あいさつ・見守りの日の取組などがあります。



何北ブロック マスコットキャラクター お茶の葉の妖精 「はなちやつぱ」



何北中学校ブロック人権教育講演会については、会員や地域住民に「今学んでほしい人権は何であるか」を事務局会にて協議し、講演会の企画・運営に当たりました。今後も、人権をしっかりと自分事として捉えることができる基盤づくりと、家庭や地域の人権意識の高揚が図れるよう、活動を充実させていきたいです。

中学校区の全児童・生徒が何北中学校に一堂に会する何北ドリカムDAY（小中一貫教育合同参観日）は、保護者のみならず地域住民にとっても学校開放の機会となります。P T Aとしては、P R活動を行ったり、全体会で子どもたちに肯定的な感想を伝えたりする活動を行っています。

<学校・PTA・地域で取り組む人権啓発>

～福知山市立日新中学校PTA～

日新中PTA教養研究部では、学校とPTA、市の「共に幸せを生きるまちづくり人権講座」と共催で人権講演会を開催しています。生徒、教職員、PTA会員、地域住民に参加を呼びかけ、市の基本理念「共に幸せを生きる」共生社会の実現をめざし、人権教育・啓発に取り組んでいます。



人権講演会ではPTA役員が司会進行や謝辞などの役割を分担しています。

毎年、各学級の人権学習の様子を参観したり、年度ごとに設定する個別の人権課題のテーマをもとに、人権講演会を開催したりしています。

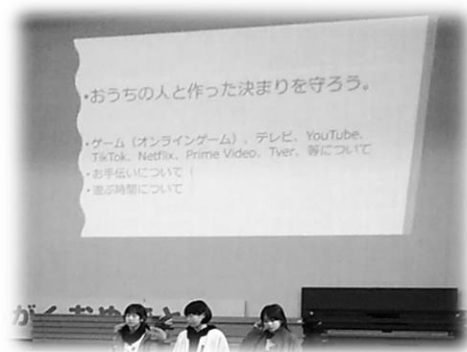
写真は「多様な性を尊重する社会の実現に向けて」の目標のもと、生徒たちとともに話を聴いている様子です。今年度は大阪府でラジオパーソナリティをされている中尾勇守様を講師に招き、「多様な性について知ろう～自分らしく生きて思ったこと～」と題し講演していただきました。性の多様性への理解について学び、考える1日となりました。

<学校・家庭が連携したネットトラブルから子どもたちを守る取組>

～伊根町立伊根小学校PTA～

多くの保護者の御出席のもと地域懇談会を開催しました。夏休みの予定を相談したり、地域の様子を話したりするなど、有意義な時間となりました。

家庭教育委員会主催の講演会では、丹後広域振興局消費生活相談員の岡村様を講師に迎え、「オンラインゲームやSNSへの正しい理解とその危険性」について話をしていただき、みんなで考えることができました。



講演会を受け、学校では各学年の児童に伝わるように指導し、注意喚起を行いました。また、家庭では「夏休みの生活リズムがんばり表」のゲームや動画視聴の約束を保護者と一緒に決めることにしました。ゲームの時間や内容を含めて、家庭でのゲームの現状について確認し、家庭でルールを決めることの大切さを学校と家庭が連携して啓発しました。

PTA の広報活動

＜広報活動に関する実践事例＞

～宇治市立菟道第二小学校育友会～

宇治市立菟道第二小学校育友会では、「育友活動を通じ、保護者と先生が共に学びあい、心豊かな子どもを育もう」というスローガンのもと、学校と家庭の緊密な連携やより一層の教育振興と児童の健全育成を図り、会員相互の親睦と研修を積極的に推進しています。

育友会活動の紹介



地域の方々の協力



＜育友会活動の紹介＞

びわ新聞では、育友会活動掲載内容に自己紹介も記載することで、より親しみやすい内容になるよう、工夫をしています。

＜地域の方々の協力＞

びわ新聞では、私たちの地域で御活躍され、御協力いただいている方々やその活動内容を紹介しています。

びわ新聞
第375号・令和4年7月発行

育友会スローガン
育友活動を通じ
保護者と先生が共に学びあい
心豊かな子どもを育もう



教育活動の様子



聞いてほしい、知ってほしいこと

＜教育活動の様子＞

新しく学校で取り組まれた教育活動等を掲載することで、学校教育への理解を深めたいと考えています。

＜聞いてほしい、知ってほしいこと＞

聞いてほしい、知ってほしい内容を掲載し、多くの方々の声を届けることで、一方的な内容にならないようにしています。

「びわ新聞」をとおして、学校の様々な魅力や活動内容をお知らせしながら、読んでいただく皆様と「トニラブハート」を育てていきたいと考えています。

素敵な学校を作るのは、子ども、先生、保護者や地域の方々など様々な人たちの御協力があることだと思います。

いつまでもみんなに愛される菟道第二小学校であるように、育友会活動の様子や学校の様子を分かりやすく楽しみながら読んでいただけるよう工夫しています。

家庭の教育力を 高めるための取組

＜家庭の教育機能を高める取組＞

～宮津市立養老小学校PTA～

親子で読書をする習慣をつけたり親子で過ごす時間を充実させたりするために、PTA学校図書購入費で新刊本を購入しました。子どもたちは、PTA図書コーナーから新しい本を借りてきてうれしそうに読んでいました。また、家庭教育事業として、選りすぐりの10冊を各家庭にリレー形式で回し、親子で読書の時間を楽しむ「読書リレー」を行いました。図書が回ってくると、本を手に取り、普段はなかなかできない親子での読書タイムを作ることができました。これからも本を介して親子で会話を弾ませたいと思います。



「救急救命法講習会」では、宮津与謝消防署の方にお世話になり、心肺蘇生法やAEDの使用方法等について教えていただき、命の大切さや人命救助について親子でいっしょに実習を行いながら学びました。

「親子学級」では、ユニカールというスポーツを楽しみました。親子で作戦をたててストーンを滑らせました。なかなか思い通りにいきませんでしたが、そこがまたおもしろかったです。就学前の親子も招待し、話をしながら楽しみました。

<保護者同士の関係を広げる取組>

～宮津市立日置小学校PTA～

親のための応援塾事業を年2回開催しています。1回はフィールドワークを行い、親子の絆を深めたり、他の保護者の子どもへの関わり方を学んだりする機会としています。もう1回は、入学説明会で子育て懇談会を開き、新入生の保護者が不安に思っていることについてPTA役員と一緒に考えるという機会としています。



世屋川探検では、子どもと一緒に地域の自然に触れ合うことで、地域の魅力を共有することにつながっています。来年度入学してくる保育所・子ども園の年長さん親子にも御参加いただき、PTA活動への理解にもつながっています。



PTA役員は、これまでの子育てでうまくいったことやうまくいかなかったこと、学校に入って大事にしてきたことなどについて語るとともに新入生の保護者の質問に丁寧に答えます。安心して頼ってもらえるPTAを目指しています。

<人とつながり 豊かな心を育むPTA活動>

～亀岡市立幼稚園PTA～

保護者・園・地域のつながりを大切に、楽しく、気軽に集い交流できるPTA活動を進めています。子ども達が健やかに、心豊かに成長することを願い、保護者と教職員が協力して取り組んでいます。



「PTA勉強会①」
年3回開催しています。親子の時間を大切にしています。親子で一緒にふれあい、歌をうたう時間を過ごす中、子ども達がとても喜んでいて、いい笑顔でした。



「PTA勉強会②」
映像や音楽や動きを取り入れることで、子ども達はこんなにも楽しく英語に触れることができるんだと、とても印象に残りました。



「プチ・マルシェ」
年2回開催し、様々な学年の保護者同士が交流できるよう工夫しています。地域の方々と交流しながら、リユース品や野菜やお菓子等の買い物を楽しんでいます。

児童生徒が安心・安全に 過ごすための取組

<保護者の意識を高める活動>

～城陽市立寺田小学校PTA～

「おはようございます！！」毎朝、元気な子どもたちの声が聞こえてきます。

城陽市立寺田小学校PTAでは、「児童が楽しく学校生活を送るために」、保護者が積極的に子どもたちに関わっていくことが大切だと考えています。そこで、安全な登下校のために、「全保護者による登下校見守り活動」を始めました。

きっかけ

見守り隊の方が通学路の危険箇所や児童の通過時間や人数、交通量等を調査してくれました。

PTAでも

PTAでも改めて調査すると、見守るべき箇所がたくさんありました。

すると！

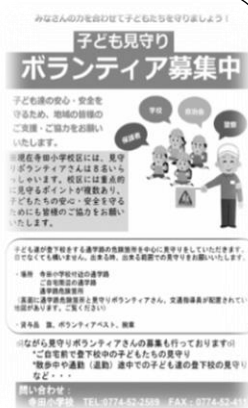
おはよう
ござい
ます！！

すると、
見守り隊の数が増え、子どもたちも
大きな声で挨拶したり、笑顔で登校
したりする子が増えました。



そこで

そこでポスター
等で、活動のボラ
ンティアを呼びか
けました。
ポスターには、
見守り活動の主旨
や内容、時間帯な
どを詳しく掲載し、
裏面には危険箇所
を示した地図を載
せ配布しました。



他人事にせず、「私たちが守らねば意識」

このような活動をきっかけに、緊急時に多くの保護者が集まって子どもたちを見守る活動ができました。日頃の取組が実を結び、保護者の「私たちが守らねば」という危機意識が行動へとつながったのではないかと考えています。

何か特別なイベントをするのではなく、日々の教育活動を安全で充実したものにすることが大切であると考えています。本校PTAは、これからも日常生活の安全強化・充実に向けて、地域や学校と連携し、小さな取組を積み重ねていきたいと思っています。

＜学校・地域と連携した児童の安全を守る活動の実践事例＞

～福知山市立庵我小学校ＰＴＡ～

令和５年度の庵我小学校ＰＴＡは、「みんなで育てよう 見守ろう 庵我っ子」をテーマとし、子どもたちの「安心・安全な生活を守る」ことを重点の一つに掲げて活動をしています。登下校の見守り活動を地域連携の軸にしながら、ＰＴＡ・地域・学校が手を携えて「庵我の宝（子どもたち）」の安全を見守り、支えています。



庵我小学校支援ボランティアの会（アンガハッピーズ）の方々、庵我小学校の先生方とＰＴＡとが連携し、年間１２回の「下校当番」を実施しています。

地域の方々、家族、先生方の見守りを受け、子どもたちは元気に挨拶をしながら、安心・安全に通学しています。

ＰＴＡ本部と学校が協働し、保護者や自治会長、民生委員、地域役員の方々にアンケートをとり、校区の危険箇所を地図にまとめました。

この地図を夏休み前に各家庭に配付し、安全に留意できるよう啓発を図ることで、事故のない夏休みが送れました。

＜子どもの成長を見守る取り組みに関する実践事例＞

～京都府立北桑田高等学校ＰＴＡ～

北桑田高校のＰＴＡの本年度活動方針の中心は、「学校・家庭・地域及び小中学校ＰＴＡとの連携を推進し、教育環境の整備・充実を図る」というものです。ＰＴＡだけでなく、地域の方々と一緒に生徒のために活動しています。

小雨の中、下校する生徒に声をかけ、注意を促しました。



＜交通安全指導＞



＜文化祭の模擬店＞

フランクフルトは即完売、焼きそばも大好評でした。

本年度の北桑田高校の主なＰＴＡ活動は、文化祭の模擬店の出店、交通安全指導、耐久走での豚汁の提供、一流アスリートを招いての講演会です。

これからも生徒の成長を見守って活動して行きたいと考えています。

参考資料

- ① 父母と先生の会のあり方について（文部省社会教育審議会報告 昭和42年6月23日）
- ② 地域における生涯学習機会の充実方策について
（生涯学習審議会答申 平成8年4月24日）
- ③ 社会教育法 第3章「社会教育関係団体の定義」
- ④ 教育基本法 第三条「生涯学習の理念」 第十条「家庭教育」 第十二条「社会教育」
第十三条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」
- ⑤ 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」
（中央教育審議会答申 平成20年2月19日）
- ⑥ 「新しい時代の教育や地域創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」 （中央教育審議会答申 平成27年12月21日）
- ⑦ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中央教育審議会答申 平成28年12月21日）
- ⑧ 生徒指導提要（文部科学省 令和4年12月）

関係団体ホームページ

- ① 京都府PTA協議会 <http://www.kyoto-pref-pta.jp/>



- ② 京都府立高等学校PTA連合会 <http://kyotokoupren.jp/>



PTA活動を振り返って ～親の学びの場所であるということ～

我が子が通っている小学校は、現在全校の児童数が50名弱です。少しずつ過疎化が進んでいる地域にあります。「このままではゆくゆくは学校の存続自体が危ないかもしれない。何かできることはないか。」と考えて本部役員に立候補しました。その後、府のPTA理事にもなることができると聞いた時、「この小学校の為に府の理事をする経験が役立つかもしれない。」そんな思いがよぎり京都府PTA協議会の理事となりました。

初めての本部役員、初めての京都府PTA理事、当初はわからないことだらけでした。恥ずかしながら、PTAという組織が、日本全国はもちろん、各都道府県という単位でつながっているということすら、知らなかったのです。そんな状態でスタートした中で、最初の会議で聞いた言葉が「PTAは親学びの場所である」というものでした。親が学び、親として成長していく事が、子ども達の豊かな教育環境をつくることにつながる、心から納得のゆくとても力強い言葉でした。それからの活動の中で、その言葉は常に自分の中にありました。そして、府の理事が、近畿地方の理事が、全国の理事が、本当にたくさんの方々が「親学び」の為に一生懸命活動しているということを目の当たりにしました。それだけではなく、教育委員会の方々や各学校の先生方もPTAとして共に活動し、子ども達の教育環境をより良いものにするために、日々必死になっているのだということも知りました。

「府のPTAがどんな活動をしているのか、全く見えない」そんな言葉を、周りの保護者の方々から何度か聞きました。私自身が一年前まで正にそうでしたから、その気持ちはよくわかります。確かに全ての保護者一人一人と、直接京都府のPTA協議会がつながることは難しい為、そのように感じるのも無理はありません。府のPTA活動が各郡市連という組織につたわり、そこから各单位PTAへつながり、そして各学校の本部役員から何かしらの形でそれぞれのPTA活動へつながっていくものだと、それもこの一年を通して学んだことです。「各学校へ伝えてください。」この言葉も府理事をしている中で、何度も聞きました。自分の学びを周りに伝える、簡単ではないけれど、とても大切なことだと今は思っています。

一年たった今、我が子の小学校のためにという当初の思いは変わらずありますが、さらに府理事を経験した者として、自分にできることをしていこうという新たな思いも生まれました。多くの方々との交流を通して、視野も広がりました。本当に「親学び」の一年だったと感じています。この経験を自分の中だけでは終わらせないよう、これからも言葉や行動で伝えていくつもりです。

この一年間の活動を通してお世話になったすべての皆様へ、心から感謝の意を表したいと思います。

本当にありがとうございました。

京都府PTA協議会 理事



京都府教育庁指導部社会教育課

TEL.075-414-5887

FAX.075-414-5888

社会教育課HPは
こちら▶



令和7年3月発行